

## 目 次

### 教育長訓令

- 北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令…………… 1
- 北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 3
- 居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令…………… 5
- 北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令…………… 5
- 道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令…………… 7
- 教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令……………13
- 教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令……………13
- 所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令……………13
- 教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令……………13
- 北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程……………15

### 告示

- 平成23年度において補助金を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等について……………16
- 市町村立高等学校の設置の認可について……………18

### 通達・通知・照会

- 文書の宛名の表示について……………19
- 文書の宛名の表示について……………19
- 特別支援学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録について……………20
- 生涯学習振興奨励費補助金交付要綱の一部改正について……………77

## 教 育 長 訓 令

### 北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程の一部を改正する教育長訓令  
北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸付規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	看護師及び准看護師	看 護 帽	1	1年	}
		看 護 衣	2	1年	
		予 防 衣	2	1年	
		靴 下	24	1年	
		白 革 靴 又 は サンダルシューズ	2	1年	
司書	作 業 白 衣	1	1年		
調理員		調 理 帽	3	1年	男 女
		三 角 布	2	1年	
		調 理 衣	3	1年	
		ゴ ム 長 靴	2	1年	
		調 理 ズ ボ ン	2	1年	

採用時の初年度には、  
 倍数を貸付することができる。

---

子に限る。  
 子に限る。

を

看護師及び准看護師	看護衣 予防衣 靴下 白革靴又は サンダルシューズ
司書	作業白衣
調理員	調理帽 調理衣 ゴム長靴又は 運動靴 調理ズボン

2	1年	} 採用時の初年度には、 } 倍数を貸付することができる。
2	1年	
24	1年	
2	1年	
1	1年	
3	1年	
3	1年	
2	1年	
2	1年	

に改める。

別表第2中

別表第2中	栄養士	白	衣	2	1年
		三角	布	2	1年
		ゴム長靴		1	2年
	看護師及び准看護師	看護帽		1	1年
		看護衣		2	1年
		看護衣下		2	1年
		靴		24	1年
	調理員	白革靴又は サンダルシューズ		2	1年
		調理帽		3	1年
		三角布		2	1年
		調理衣		3	1年
		ゴム長靴		1	1年
調理ズボン		2	1年		
サンダルシューズ		1	1年		

採用時の初年度には、  
 倍数を貸付することができる。

を

栄養教諭及び学校栄養職員	白調理衣 ゴム長靴又は 運動靴
看護師及び准看護師	看護衣 予防衣 靴下 白革靴又は サンダルシューズ

男子に限る。 女子に限る。	調理員	調理帽 調理衣 ゴム長靴又は 運動靴 調理ズボン サンダルシューズ
------------------	-----	--

2	1年	
3	1年	
1	2年	
2	1年	} 採用時の初年度には、 } 倍数を貸付することができる。
2	1年	
24	1年	
2	1年	
3	1年	
3	1年	
1	1年	
2	1年	
1	1年	

に改める。

**附 則**

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第3号**

庁 中 一 般

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道教育庁職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第8条関係）

その1

休 暇 等 処 理 簿  
(年次有給休暇、特別休暇等用)

休 暇 日 数	前年繰越分		日 日	総日数 日	職 名	氏 名	決	裁	欄	休 暇 等 の 区 分	休 暇 等 の 期 間	理 由 (年次有給休 暇の場合は 不要)	請 求 等 の 日	請 求 者 等 の 印	年 次 有 給 休 暇 残 日 数	整 理 者 印
	日	分														
										<input type="checkbox"/> 年次有給 休暇	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分					
										<input type="checkbox"/> 年次有給 休暇	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分					
										<input type="checkbox"/> 年次有給 休暇	月 日 時 分から 月 日 時 分まで					

<input type="checkbox"/>	日	時間	分						
<input type="checkbox"/>	年次有給 休暇	月 日 時 分から 月 日 時 分まで <input type="checkbox"/>	日 時間 分						
<input type="checkbox"/>	年次有給 休暇	月 日 時 分から 月 日 時 分まで <input type="checkbox"/>	日 時間 分						
<input type="checkbox"/>	年次有給 休暇	月 日 時 分から 月 日 時 分まで <input type="checkbox"/>	日 時間 分						

備考

1 「年次有給休暇残日数」欄は、整理者において記入する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式その1の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式（第8条関係）

その2

休 暇 等 処 理 簿  
(病気休暇用)

職 名			氏 名						
決 裁 欄	休暇の期間			期 間 の 連 続 性 の 有 無 等	理 由	請 求 の 月 日	証 明 書 類 の 有 無	請 求 者 等 の 印	整 理 者 印
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分	<input type="checkbox"/>	有 (合計 日) <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分	<input type="checkbox"/>	有 (合計 日) <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分	<input type="checkbox"/>	有 (合計 日) <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分	<input type="checkbox"/>	有 (合計 日) <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分	<input type="checkbox"/>	有 (合計 日) <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 日 時間 分	<input type="checkbox"/>	有 (合計 日) <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		

注 「期間の連続性の有無等」欄には、今回の請求に係る病気休暇（勤務時間等規則第10条に規定する特定病気休暇に限る。以下同じ。）の期間と前回までの病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これらの場合に該当するときには、今回の請求に係る病気休暇の日数と前回までに使用した病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする病気休暇を請求する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

附 則

1 この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

2 この教育長訓令の施行の際現に改正前の北海道教育庁職員服務規程の規定に基づいて作

成されている用紙がある場合においては、病気休暇に係る請求に使用する場合を除き、改正後の北海道教育庁職員服務規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道教育委員会教育長訓令第 4 号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

居住施設管理規程の一部を改正する教育長訓令の一部を次のように定める。

平成23年 3月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

第 1 条第 5 号中「として職員に使用させるため教育委員会が設置した場所」を削る。  
別表第 1 項第 2 号の表を次のように改める。

地 域 区 分	1 台当たりの額	
	整備駐車場	整備駐車場 以外の駐車場
札幌市の区域	4,600円	2,300円
函館市（浜町、女那川町及び川汲町の区域を除く。）の区域	3,950円	1,950円
帯広市、苫小牧市、江別市、千歳市及び恵庭市の区域	3,500円	1,750円
小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市（阿寒町仲町、阿寒町阿寒湖温泉、音別町川東及び音別町海光の区域を除く。）、北見市（常呂町字常呂、留辺蘂町温根湯温泉、留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭公園及び留辺蘂町旭三区の区域を除く。）、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美瑛市、紋別市、士別市（朝日町の区域を除く。）、名寄市、根室市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市、江差町、倶知安町、岩内町、美幌町、斜里町、遠軽町（白滝の区域を除く。）、浦河町、新ひだか町、音更町、釧路町及び中標津町の区域	2,950円	1,450円
上記以外の道内の市町村の区域	2,700円	1,350円

(注) この表において、「整備駐車場」とは、舗装その他の教育長が定める整備を行った駐車場であって居住施設管理者が定めるものをいう。

附 則

この教育長訓令は、平成23年 4月 1 日から施行する。

北海道教育委員会教育長訓令第 5 号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

北海道立学校職員服務規程の一部を改正する教育長訓令

北海道立学校職員服務規程（昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

(その 1)

休 暇 等 処 理 簿  
( 年次有給休暇、特別休暇等用 )

※前年繰越日数 本年日数	日 時間 分	※年次有給休暇の日数	日 時間 分	職名	氏名
校長 の印	休暇等の区分	休暇等の期間	理 由 (年次有給休暇 の場合は不要)	請求等 の月日 認 印	※年次有給 休 暇 の 残 日 数
					※出勤簿の整理 整理区分 印

<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から		月 日	日 時間 分		
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から		月 日	日 時間 分		
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から		月 日	日 時間 分		
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から		月 日	日 時間 分		
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から		月 日	日 時間 分		
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
<input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 特別休暇 <input type="checkbox"/> 組合休暇 <input type="checkbox"/> 有給欠勤	月 日 時 分から		月 日	日 時間 分		
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					

記載上の注意

- 1 「休暇等の区分」欄は、該当する□に✓印を付けること。
- 2 「理由」欄は、特別休暇の場合は特に詳しく記載すること。
- 3 ※欄は、整理者において記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第6号様式 (第8条関係)  
(その2)

休 暇 等 処 理 簿  
( 病 気 休 暇 用 )

校長 の印	休暇等の期間	期間の連続性 の有無等	理 由	職名 氏名		
				請求の月日 認 印	証明書類 の有無	※出勤簿の 整理者印
	月 日 時 分から	□有 (合計 日) □無		月 日	□有 □無	
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
	月 日 時 分から	□有 (合計 日) □無		月 日	□有 □無	
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
	月 日 時 分から	□有 (合計 日) □無		月 日	□有 □無	
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
	月 日 時 分から	□有 (合計 日) □無		月 日	□有 □無	
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					
	月 日 時 分から	□有 (合計 日) □無		月 日	□有 □無	
	月 日 時 分まで					
	日間 時間 分					

	日間 時間 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	□有（合計 日） □無		月 日	□有 □無
	日間 時間 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	□有（合計 日） □無		月 日	□有 □無
	日間 時間 分				

## 記載上の注意

- 「期間の連続性の有無等」欄には、今回の請求に係る病気休暇（勤務時間等規則第10条に規定する特定病気休暇に限る。以下同じ。）の期間と前回までの病気休暇の期間が連続する場合（連続するものとされる場合を含む。）に該当するかについてその有無を記入し、これらの場合に該当するときには、今回の請求に係る病気休暇の日数と前回までに使用した病気休暇の日数を合計した日数（当該療養期間中の週休日等の日数を含み、1日以外を単位とする病気休暇を請求する日又は使用した日については、これらの日を1日として算出した日数）を記入すること。
- ※欄は、整理者において記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

## 附 則

- この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。
- この教育長訓令の施行の際現に改正前の北海道立学校職員服務規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、病気休暇に係る請求に使用する場合を除き、改正後の北海道立学校職員服務規程の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

## 北海道教育委員会教育長訓令第6号

庁 中 一 般  
道 立 学 校

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高 橋 教 一

道立学校文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

道立学校文書管理規程（平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 高等学校の記号（第15条関係）

学校名	記号
夕張	夕張高
岩見沢東	岩東高
岩見沢西	岩西高
岩見沢農業	岩農高
美唄尚栄	美尚高
美唄工業	美工高
美唄聖華	美聖高
芦別	芦別高
赤平	赤平高
三笠	三笠高
滝川	滝川高
滝川工業	滝工高
砂川	砂川高
深川西	深西高
深川東	深東高
南幌	南幌高
奈井江商業	奈商高
長沼	長沼高
栗山	栗山高

月形	月形高
新十津川農業	新農高
札幌東	札東高
札幌西	札西高
札幌南	札南高
札幌北	札北高
札幌月寒	札月高
札幌啓成	札啓高
札幌北陵	札北陵高
札幌手稲	札手高
札幌丘珠	札丘高
札幌西陵	札西陵高
札幌白石	札白高
札幌東陵	札東陵高
札幌南陵	札南陵高
札幌東豊	札豊高
札幌厚別	札厚高
札幌真栄	札真高
札幌稲西	札稲西高
札幌あすかぜ	札あ高
札幌稲雲	札稲雲高
札幌篠路	札篠高
札幌平岡	札平岡高
札幌拓北	札拓高
札幌白陵	札白陵高
札幌国際情報	札国高
札幌東商業	札東商高
札幌工業	札工高
札幌琴似工業	札琴工高
有朋	有朋高
江別	江別高
野幌	野幌高
大麻	大麻高
千歳	千歳高
千歳北陽	千北高
恵庭南	恵南高
恵庭北	恵北高
北広島	北広島高
北広島西	北広西高
石狩翔陽	石翔高
石狩南	石南高
当別	当別高
小樽潮陵	樽潮高
小樽桜陽	樽桜高
小樽商業	樽商高
小樽工業	樽工高
小樽水産	樽水高
寿都	寿都高
蘭越	蘭越高
倶知安	倶安高



倶知安農業	倶農高
共和	共和高
岩内	岩内高
古平	古平高
仁木商業	仁商高
余市紅志	余紅高
室蘭栄	室栄高
室蘭清水丘	室清高
室蘭東翔	室東翔高
室蘭工業	室工高
苫小牧東	苫東高
苫小牧西	苫西高
苫小牧南	苫南高
苫小牧総合経済	苫総高
苫小牧工業	苫工高
登別青嶺	登青嶺高
伊達	伊達高
伊達緑丘	伊緑高
白老東	白東高
厚真	厚真高
虻田	虻田高
追分	追分高
鹉川	鹉川高
穂別	穂別高
富川	富川高
平取	平取高
浦河	浦河高
様似	様似高
静内	静内高
静内農業	静農高
函館中部	函中高
函館西	函西高
函館稜北	函稜高
戸井	戸井高
南茅部	南茅部高
函館商業	函商高
函館工業	函工高
函館水産	函水高
上磯	上磯高
大野農業	大農高
松前	松前高
福島商業	福商高
木古内	木古内高
七飯	七飯高
森	森高
八雲	八雲高
熊石	熊石高
長万部	長万部高
江差	江差高
上ノ国	上ノ国高

奥尻	奥尻高
檜山北	檜北高
旭川東	旭東高
旭川西	旭西高
旭川北	旭北高
旭川南	旭南高
旭川東栄	旭栄高
旭川凌雲	旭凌高
旭川商業	旭商高
旭川工業	旭工高
旭川農業	旭農高
士別翔雲	士翔高
名寄	名寄高
名寄産業	名産高
富良野	富良野高
富良野緑峰	富緑高
鷹栖	鷹栖高
上川	上川高
東川	東川高
美瑛	美瑛高
上富良野	上富高
下川商業	下商高
美深	美深高
中川商業	中商高
留萌	留萌高
留萌千望	留千高
苫前商業	苫商高
羽幌	羽幌高
遠別農業	遠農高
天塩	天塩高
稚内	稚内高
稚内商工	稚内商工高
浜頓別	浜別高
枝幸	枝幸高
豊富	豊富高
礼文	礼文高
利尻	利尻高
北見北斗	北斗高
北見柏陽	北柏高
北見緑陵	北緑高
常呂	常呂高
留辺蘂	留辺蘂高
北見商業	北商高
北見工業	北工高
網走南ヶ丘	網南高
網走桂陽	網桂高
紋別	紋別高
美幌	美幌高
津別	津別高
斜里	斜里高

清里	清里高
小清水	小清水高
訓子府	訓子府高
置戸	置戸高
佐呂間	佐呂間高
遠軽	遠軽高
湧別	湧別高
滝上	滝上高
興部	興部高
雄武	雄武高
女満別	女満別高
帯広柏葉	帯柏高
帯広三条	帯三高
帯広緑陽	帯緑高
帯広工業	帯工高
帯広農業	帯農高
音更	音更高
上士幌	上士幌高
鹿追	鹿追高
新得	新得高
清水	清水高
芽室	芽室高
更別農業	更農高
大樹	大樹高
広尾	広尾高
幕別	幕別高
池田	池田高
本別	本別高
足寄	足寄高
釧路湖陵	釧湖高
釧路江南	釧江高
釧路明輝	釧明高
阿寒	阿寒高
釧路商業	釧商高
釧路工業	釧工高
釧路東	釧東高
厚岸翔洋	厚翔高
標茶	標茶高
弟子屈	弟子屈高
白糠	白糠高
根室	根室高
根室西	根西高
別海	別海高
中標津	中標津高
標津	標津高
羅臼	羅臼高

別表第3を次のように改める。

**別表第3** 特別支援学校の記号（第15条関係）

学校名	記号
夕張高等養護	夕高養

岩見沢高等養護	岩高養
美唄養護	美養
南幌養護	南養
雨竜高等養護	雨高養
札幌聾	札聾
札幌養護	札養
真駒内養護	真養
手稲養護	手養
高等盲	高盲
星置養護	星養
札幌高等養護	札高養
拓北養護	拓養
札幌稲穂高等支援	札稲高支
札幌盲	札盲
白樺高等養護	白高養
新篠津高等養護	新高養
小樽聾	樽聾
高等聾	高聾
小樽高等支援	樽高支
余市養護	余養
室蘭聾	室聾
室蘭養護	室養
伊達高等養護	伊高養
平取養護	平養
函館盲	函盲
函館聾	函聾
函館養護	函養
函館五稜郭支援	函五支
七飯養護	七養
八雲養護	八養
今金高等養護	今高養
旭川盲	旭盲
旭川聾	旭聾
旭川養護	旭養
鷹栖養護	鷹養
東川養護	東養
美深高等養護	美高養
小平高等養護	小平高養
稚内養護	稚養
北見支援	北支
網走養護	網養
紋別養護	紋養
紋別高等養護	紋高養
帯広盲	帯盲
帯広聾	帯聾
帯広養護	帯養
中札内高等養護	中高養
釧路聾	釧聾
釧路養護	釧養
白糠養護	白養

中標津高等養護

中標高養

**附 則**

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第7号**庁 中 一 般  
所 管 機 関

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高橋 教 一

教育財産規則施行規程の一部を改正する教育長訓令

教育財産規則施行規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「、道立帯広美術館及び道立三岸好太郎美術館」を「及び道立帯広美術館」に改める。

第6条第2項中「局又は局の室に置かれる参事」を「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」に改める。

第7条第4項第2号中「及び道立三岸好太郎美術館」を削り、同項第3号中「、道立近代美術館及び道立三岸好太郎美術館」を「及び道立近代美術館」に改める。

第19条第1項中「局又は局の室に置かれる参事」を「局に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター」に改める。

第25条第1項中「、道立帯広美術館及び道立三岸好太郎美術館」を「及び道立帯広美術館」に改める。

第49条第1項の表中「道立帯広美術館  
道立三岸好太郎美術館」を「道立帯広美術館」に改める。**附 則**

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第8号**庁 中 一 般  
所 管 機 関

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高橋 教 一

教育長事務委任規程の一部を改正する教育長訓令

教育長事務委任規程（昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項中「及び道立三岸好太郎美術館」を削る。

**附 則**

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第9号**庁 中 一 般  
所 管 機 関  
(道立学校を除く。)

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高橋 教 一

所管機関文書管理規程の一部を改正する教育長訓令

所管機関文書管理規程（平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「(北海道立三岸好太郎美術館にあっては当該館とする。以下同じ。)」を削る。

第16条第2項の表北海道立三岸好太郎美術館の項を削る。

**附 則**

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

**北海道教育委員会教育長訓令第10号**

庁 中 一 般

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

教育庁分課事務分掌規程の一部を改正する教育長訓令

教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 道立学校に係る役務の提供を受ける契約及び委託契約並びに道立学校の施設設備の修繕等に係る契約に関すること（企画総務課の所掌に属するものを除く。）。

別表第1を次のように改める。

第1欄		第2欄	
総務政策局	総務課	総括グループ 人事グループ 予算グループ 法制グループ 決算・会計指導グループ	総括担当主査を含む。
	施設課	施設企画グループ 道立学校グループ 施設助成グループ 建築保全グループ	総括担当主査を含む。
	教育政策課	広報広聴グループ 政策グループ 計画グループ 定数グループ	総括担当主査を含む。
	教職員課	小中学校人事グループ 道立学校人事グループ	総括担当主査を含む。
	(担当課長)	人事法規グループ	総括担当主査を含む。
	(担当課長)	人事制度グループ 免許グループ	総括担当主査を含む。
学校教育局	高校教育課	学校制度グループ 高校予算グループ 普通教育指導グループ 産業教育指導グループ	総括担当主査を含む。
	義務教育課	支援グループ 研修グループ 義務教育指導グループ 学力向上推進グループ	総括担当主査を含む。
	(担当課長)	地域支援グループ	総括担当主査を含む。
	特別支援教育課	振興グループ 指導グループ	総括担当主査を含む。
	健康・体育課	学校保健・体育グループ 学校給食グループ	総括担当主査を含む。
	参事（生徒指導・学校安全）	生徒指導・学校安全グループ	総括担当主査を含む。
生涯学習推進局	生涯学習課	企画グループ 推進グループ 社会教育グループ 青年の家グループ 洞爺少年自然の家グループ  砂川少年自然の家グループ  常呂少年自然の家グループ  厚岸少年自然の家グループ	総括担当主査を含む。  北海道立青年の家駐在 北海道立洞爺少年自然の家駐在 北海道立砂川少年自然の家駐在 北海道立常呂少年自然の家駐在 北海道立厚岸少年自然

		森少年自然の家グループ 足寄少年自然の家グループ 北方民族博物館グループ	の家駐在 北海道立森少年自然の家駐在 北海道立足寄少年自然の家駐在 北海道立北方民族博物館駐在
	文化・スポーツ課	芸術文化グループ スポーツ振興グループ 文学館グループ 釧路芸術館グループ	総括担当主査を含む。  北海道立文学館駐在 北海道立釧路芸術館駐在
	(担当課長)	文化財保護グループ 文化財調査グループ	総括担当主査を含む。
教育職員局	参事(涉外)	涉外グループ	総括担当主査を含む。
	参事(行政管理・訟務)	行政管理・訟務グループ	総括担当主査を含む。
	給与課	給与支給グループ 給与制度グループ 給与費管理グループ	総括担当主査を含む。
	福利課	企画福祉グループ 健康管理グループ 健康支援グループ	総括担当主査を含む。
	教職員事務センター	総務調整グループ 道立学校手当認定第一グループ 道立学校手当認定第二グループ 市町村立学校手当認定第一グループ 市町村立学校手当認定第二グループ	総括担当主査を含む。
新しい高校づくり推進室	参事(高校配置)	高校配置グループ	総括担当主査を含む。
	参事(改革推進)	改革推進グループ	総括担当主査を含む。

備考 総括担当主査は、局、室又は課における管理、連絡調整等に関する事務を処理するものとする。

#### 附 則

この教育長訓令は、平成23年4月1日から施行する。

### 北海道教育委員会教育長訓令第11号

庁 中 一 般  
北海道立教育研究所  
北海道立特別支援教育センター  
北海道立図書館  
北海道立近代美術館

北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程を次のように定める。

平成23年3月31日

北海道教育委員会教育長 高橋 教一

北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課及び総括担当主査の事務分掌を定める規程

(趣旨)

第1条 この教育長訓令は、別に定めがあるもののほか、北海道立教育研究所、北海道立特別支援教育センター、北海道立図書館及び北海道立近代美術館を代表する課（以下「代表課」という。）及び総括担当主査の事務分掌について、必要な事項を定めるものとする。

(代表課)

第2条 代表課は、次の表のとおりとする。

機関名	代表課
北海道立教育研究所	総務部管理課
北海道立特別支援教育センター	庶務課
北海道立図書館	業務部管理課
北海道立近代美術館	事業部総務課

2 代表課は、当該課の所掌に属する事務のほか、機関内の連絡調整に関する事務をつかさどる。

(総括担当主査の設置)

第3条 代表課に総括担当主査を置く。

2 総括担当主査は、機関内における管理、連絡調整等に関する事務を処理するものとする。

**附 則**

この教育長訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第32号**

北海道が平成23年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成23年 3 月31日

北海道教育委員会委員長 神 谷 奈保子

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 生涯学習推進事業（生涯学習振興奨励費補助金） 生涯学習推進の観点に立って、社会教育、文化・芸術及びスポーツ並びに地域の教育研究の充実振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	社会教育、文化・芸術及びスポーツの関係団体（グループ、サークル、クラブ、実行委員会等を含む。）、教職員で構成する教育研究団体、教育研究サークル、教育研究所等並びに市町村	次に掲げる事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 1 生涯学習活動促進事業 (1) 学習や社会参加への意識を高め、自ら啓発に努める社会教育活動の促進に関する事業であって、次に掲げる事業 ア 生涯学習奨励事業 イ 社会参加活動促進事業 (2) 個性豊かな地域文化の創造を目指し、ふれあいを深める文化活動の促進に関する事業であって、次に掲げる事業 ア 文化活動の振興事業 イ 文化財の保存・保護の奨励事業 (3) 地域の活性化をめざし、住民参加による芸術活動を促進する事業であって、次に掲げる事業 ア 芸術家参加型事業 イ 芸術活動の	2 分の1以内の定額で、1事業当たり10万円以上（市町村等にあっては50万円以上）とし、200万円（教育長が特に必要と認める事業にあっては教育長が必要と認める額）を限度とする。	1 共通第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業等） 2 共通第14号様式 3 共通第18号様式 4 共通第20号様式 5 共通第32号様式（申請者が市町村である場合は必要としない。） 6 役員名簿 7 規約又は活動目的が記載された書類 8 別に	1 共通第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業等） 2 共通第29号様式 3 共通第31号様式	1 提出部数 1部 2 提出期限 別に指示する日 3 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課又は管轄の教育局	1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の様式については、昭和49年北海道告示第802号で定める様式を使用すること。 なお、同告示の様式中宛先に「北海道知事(氏名)」とあるのは、「北海道教育委員会教育長(氏名)」又は「北海道教育庁〇〇教育局長(氏名)」(提出先が教育局である場合に限り。)と書き換えて使用すること。 2 書類は、市町村若しくは教育局管内単位の組織を有する社会教育団体等又は全道的規模に満たない教育研究団体等にあつては教育局長に、市町村規模に満たない社会教育団体等にあつて



		<p>振興事業</p> <p>(4) 健康で活力ある生活をめざし、みんなのスポーツ活動の促進に関する事業であって、次に掲げる事業</p> <p>ア 地域住民の健康づくり促進事業</p> <p>イ スポーツクラブ・団体の育成事業</p> <p>ウ 女性スポーツ振興事業</p> <p>2 教育研究活動促進事業</p> <p>教職員の資質の向上や指導方法の改善・充実に努め、地域の実情に応じた教育研究活動を促進する事業（教育研究の振興事業）</p>		指示する様式			<p>は市町村教育委員会を經由し教育局長に、提出すること。</p> <p>ただし、全国及び全道的組織を有する社会教育団体等及び全道的組織を有する教育研究団体等にあつては、北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課に提出すること。</p>
2 外国語教育推進事業（北海道・アルバート州高校生交換留学促進事業費） 北海道・アルバート州高校生交換留学促進事業に参加する生徒の保護者に対し、その活動を奨励するため、予算の範囲内で補助する。	参加生徒の保護者	北海道・アルバート州高校生交換留学促進事業に参加するために必要な経費のうち、参加生徒の新千歳空港とカナダ・エドモントン空港又はカルガリー空港との間の往復交通費	定額（12万円。ただし、補助対象経費の実支出額が12万円に満たない場合は、その額とする。）	1 教育第10号様式 2 教育第11号様式 3 別に指示する様式	1 教育第10号様式 2 教育第12号様式	1 提出部数 1部 2 提出期限 別に指示する日 3 提出先 北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、昭和49年北海道告示第802号及び第816号で定める様式を使用すること。</p> <p>なお、同告示の様式中宛先に「北海道知事（氏名）」とあるのは、「北海道教育委員会教育長（氏名）」と書き換えて使用すること。</p>
3 高等学校生徒遠距離通学費等補助事業（高等学校生徒遠距離通学費等補助金） 道立高等学校の募集停止に伴い遠距離通学等となる場合において、保護者の経済的負担を軽減し、生徒の修学の機会を確保することを目的に予算の範囲内で補助する。	通学費等負担者	1 通学費（定期乗車券購入経費に限る。） 2 下宿費（下宿にあつては部屋代、間借りにあつては光熱水費及び管理費等を除く部屋代に限る。）	1 補助対象経費の1か月当たりの定期乗車券の額（1学年4学級以上の規模の道立高等学校が所在する最も近隣の市町村に設置されている高等学校への通学に係る定期乗車券の	1 教育第16号様式 2 教育第17号様式 3 別に指示する様式	1 教育第19号様式（通学費に係る補助を受けた者） 2 教育第20号様式（下宿費に係る補助を受けた者） 3 別に指示する様式	1 提出部数 1部 2 提出期限 別に指示する日 3 提出先 (1) 公立高等学校の生徒 管轄の教育局 (2) 私立高等学校の生徒 北海道教育庁新しい高校づくり推進室	<p>1 交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、昭和49年北海道告示第816号で定める様式を使用すること。</p> <p>なお、同告示の様式中宛先に「北海道教育委員会教育長」とあるのは、公立高等学校の生徒にあつては、「北海道教育庁〇〇教育局長」と書き換えて使用すること。</p> <p>2 書類は、生徒が修学する</p>

			額を限度とする。）から1万円を控除した額に対象月数を乗じて得た額 2 補助対象経費の21か月当たりの部屋代の額から1万円を控除した額（2万5,000円を限度とする。）に対象月数を乗じて得た額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受給している場合は、1か月当たりの部屋代の額（3万5,000円を限度とする。）に対象月数を乗じて得た額）			高等学校の校長を経由すること。
--	--	--	---	--	--	-----------------

**北海道教育委員会告示第33号**

次の市立高等学校の設置は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定に基づき、平成23年3月23日付けで、認可した。

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

設置者	名称	位置	課程及び学科	生徒定員	設置の時期
三笠市	北海道三笠高等学校	三笠市若草町397番地	全日制食物調理科	1年 40人 2年 40人 3年 40人 計 120人	平成24年4月1日

通達・通知・照会

教 総 第 1628 号  
平成23年3月31日

各次課長 様

教 育 長

文書の宛名の表示について（通達）

各次課長、出先機関又は所管機関の長の対して、通達、通知、照会等の文書を発信する場合の宛名は、次のとおり表示することとします。

なお、昭和56年8月7日付教総第3030号「文書のあて名の表示について」当職通達は、廃止します。

記

区 分	宛 名 の 表 示	
各 教 育 次 長	各 教 育 次 長	各 次 課 長
教 育 職 員 監	教 育 職 員 監	
本 庁 の 各 局 長 新しい高校づくり推進室長	各 局 （ 室 ） 長	
各 本 庁 の 局 の 各 課 新しい高校づくり推進室の各課 教育職員局教職員事務センター	各 課 長	各 次 課 長
各 教 育 局 長 実 習 船 管 理 局 長	各 出 先 機 関 の 長	
各 道 立 高 等 学 校 の 校 長	各 道 立 高 等 学 校 長	各 道 立 学 校 長
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 の 校 長	北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長	
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	
道 立 教 育 研 究 所 長 道 立 特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー 所 長 道 立 函 書 館 長 道 立 生 涯 学 習 推 進 セ ン タ ー 所 長 道 立 近 代 美 術 館 長 道 立 旭 川 美 術 館 長 道 立 函 館 美 術 館 長 道 立 帯 広 美 術 館 長	各 所 管 機 関 の 長 （各道立学校長を除く。）	各 所 管 機 関 の 長

（総務政策局総務課法制グループ）

教 総 第 1628 号  
平成23年3月31日

各出先機関の長 様  
各所管機関の長

北海道教育委員会教育長

文書の宛名の表示について（通知）

このことについて、貴職に対して、通達、通知、照会等の文書を発信する場合の宛名は、次のとおり表示することとしたので、お知らせします。

記

区 分	宛 名 の 表 示	
各 教 育 次 長	各 教 育 次 長	
教 育 職 員 監	教 育 職 員 監	

本 庁 の 各 局 長 新しい高校づくり推進室長	各 局 （ 室 ） 長	各 次 課 長
各 本 庁 の 局 の 各 参 事 長 新しい高校づくり推進室の各参事 教育職員局教職員事務センター長	各 課 長	
各 教 育 局 長 実習船管理局長	各 出 先 機 関 の 長	
各 道 立 高 等 学 校 の 校 長	各 道 立 高 等 学 校 長	各 道 立 学 校 長
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 の 校 長	北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 長	
各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	各 道 立 特 別 支 援 学 校 長	
道 立 教 育 研 究 所 長 道立特別支援教育センター所長 道 立 図 書 館 長 道立生涯学習推進センター所長 道 立 近 代 美 術 館 長 道 立 旭 川 美 術 館 長 道 立 函 館 美 術 館 長 道 立 帯 広 美 術 館 長	各 所 管 機 関 の 長 (各道立学校長を除く。)	

(総務政策局総務課法制グループ)

教 特 第 421 号  
平成23年3月31日各 教 育 局 長 様  
各道立特別支援学校長

北海道教育委員会教育長

**特別支援学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録について（通達）**

平成21年に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領が改訂され、小学部が平成23年度から、中学部が平成24年度から施行され、高等部が平成25年度入学生から学年進行により段階的に施行されることに伴い、特別支援学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録を、別紙1から別紙6のとおり改訂します。

ついては、改訂の内容を十分理解の上、指導要録の作成について適切に取り扱ってください。

## 記

## 1 改訂の内容

- (1) 特別支援学校の指導要録については、新しい学習指導要領により個別の指導計画の作成が義務付けられたことを踏まえ、当該計画に基づいて行われた学習の状況や学習の結果の評価を行うことが必要であること。
- (2) 学習評価に当たっては、きめ細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況の評価する、目標に準拠した評価を引き続き実施すること。また、新しい学習指導要領を踏まえ、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に整理された各教科等の特性に応じた観点（別添1-1、2-1、3）に基づき、適切に評価すること。
- (3) 特別活動について、学習指導要領の目標及び特別活動の特質等に沿って、各学校において評価の観点を定めることができるようにすることとし、各活動・学校行事ごとに評価すること。
- (4) 特別支援学校小学部（知的障害を除く）の外国語活動については、学習指導要領の目標及び具体的な活動等に沿って評価の観点（別添1-2）を設定するとともに、各学校において観点を追加できるようにし、文章の記述による評価を行うこと。
- (5) 特別支援学校高等部（知的障害を除く）の指導要録について、各教科・科目の評定に

については、観点別学習状況の評価を引き続き十分踏まえること。

## 2 実施時期

この通達を踏まえた指導要録の作成については、小学部においては平成23年度から、中学部においては平成24年度から実施、高等部においては平成25年度入学生から学年進行により段階的に実施すること。

この場合、すでに在籍している児童生徒の指導要録については、従前の指導要録に記載された事項は転記する必要はなく、この通達を踏まえて作成された指導要録に添付して保存すること。

## 3 取扱い上の注意

- (1) 指導要録の作成、送付及び保存等については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第24条及び第28条の規定によること。
- (2) 指導要録の記載事項に基づいて外部への証明等を作成する場合には、その目的に応じて必要な事項だけを記載するよう注意すること。

（学校教育局特別支援教育課指導グループ）

## 別記

特別支援学校小・中学部及び高等部の指導要録

### 1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部児童指導要録 ～ 別紙1

#### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（指導に関する記録）

#### II 記載する事項等

### 2 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部生徒指導要録 ～ 別紙2

#### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（指導に関する記録）

#### II 記載する事項等

### 3 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部生徒指導要録 ～ 別紙3

#### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（指導に関する記録）

#### II 記載する事項等

### 4 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部児童指導要録 ～ 別紙4

#### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（指導に関する記録）

#### II 記載する事項等

### 5 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部生徒指導要録 ～ 別紙5

#### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（指導に関する記録）

#### II 記載する事項等

### 6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部生徒指導要録 ～ 別紙6

#### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（指導に関する記録）

#### II 記載する事項等

## 別紙1 [視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校]

### I 様式

- (1) 様式1（学籍に関する記録）

#### 小学部児童指導要録

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学級							

		整理番号							
学 籍 の 記 録									
児 童	ふりがな		性 別		入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学			
	氏 名								
童	生年月日	平成 年 月 日生			転 入 学	平成 年 月 日 第 学年転入学			
	現 住 所								
保 護 者	ふりがな				転学・退学等	(平成 年 月 日) 平成 年 月 日			
	氏 名								
者	現 住 所				卒 業	平成 年 月 日			
入学前の経歴					進 学 先				
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)									
年 度		平成 年度			平成 年度			平成 年度	
区分 \ 学年	1			2			3		
校長氏名印									
学級担任者氏名印									
年 度		平成 年度			平成 年度			平成 年度	
区分 \ 学年	4			5			6		
校長氏名印									
学級担任者氏名印									

(2) 様式2 (指導に関する記録)

(表)

児童氏名	学 校 名	区分 \ 学年	1						2						3						4						5						6					
			学 級						学 級						学 級						学 級						学 級						学 級					
			整理番号						整理番号						整理番号						整理番号						整理番号						整理番号					
各 教 科 の 学 習 の 記 録												外 国 語 活 動 の 記 録																										
I 観 点 別 学 習 状 況												観 点 \ 学 年																										
教 科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	5						6																							
			国 語	国語への関心・意欲・態度							コミュニケーションへの関心・意欲・態度																											
語	話す・聞く能力							外国語への慣れ親しみ																														
	書く能力																																					
	読む能力																																					
	言語についての知識・理解・技能							言語や文化に関する気付き																														
社 会	社会的事象への関心・意欲・態度																																					
	社会的な思考・判断・表現																																					
	観察・資料活用の技能																																					
	社会的事象についての知識・理解																																					
算 数	算数への関心・意欲・態度							総合的な学習の時間の記録																														
	数学的な考え方							学年	学 習 活 動					観 点					評 価																			
	数量や図形についての技能																																					
	数量や図形についての知識・理解																																					
理 科	自然事象への関心・意欲・態度							3																														
	科学的な思考・表現																																					
	観察・実験の技能																																					
	自然事象についての知識・理解																																					



		出 欠 の 記 録					備 考
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	
1							
2							
3							
4							
5							
6							

## II 記載する事項等

### ○ 学籍に関する記録（様式1）

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

小学部に入学するまでの教育又は保育関係の略歴（在籍していた幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所又は認定こども園等の名称及び在籍期間等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

### 4 入学・編入学等

#### (1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。

#### (2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

### 5 転入学

他の小学校及び特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）から転入学してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、転入学の事由等を記入する。

### 6 転学・退学等

他の小学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校から転出した年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日、その事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

### 7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

### 8 進学先

進学先の中学校又は特別支援学校中学部の学校名及び所在地を記入する。

### 9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

### 10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）。

### ○ 指導に関する記録（様式2）

小学部における指導に関する記録については、小学校における指導に関する記録に記載する事項（各教科の学習の記録〔観点別学習状況及び評定〕、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録）に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

また、在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導



に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。さらに、児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章第2節第5の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科等を合わせて記録できるようにするなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

#### 1 各教科の学習の記録

小学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。

##### (1) 観点別学習状況

小学部における観点別学習状況については、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27条）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、「小学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

また、各教科の評価の観点については、各学校において、観点を追加して記入できる。

##### (2) 評定

小学部における評定については、第3学年以上の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

#### 2 外国語活動の記録

小学部における外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、別添1-2を設定するとともに、各学校において、観点を追加して記入することができる。

#### 3 総合的な学習の時間の記録

小学部における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会との関わりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられる。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動に関わる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等と定めることも考えられる。

#### 4 特別活動の記録

小学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別添1-3を参考に定める。その際、例えば、「集団の一員としての思考・判断・実践」に関わる観点について、学校として重点化した内容を踏まえ、育てようと

する資質や能力などに即し、より具体的に定めることも考えられる。

#### 5 自立活動の記録

小学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

#### 6 行動の記録

小学部における行動の記録については、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、小学校学習指導要領等の総則及び道徳の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別添1-1の項目に加え、各学校において、必要に応じて、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

#### 7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

小学部における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況に関わる総合的な所見  
記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じて、記入する。

なお、交流及び共同学習を実施している児童については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

#### 8 入学時の障害の状態

小学部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。

#### 9 出欠の記録

次の事項を記入する。

##### (1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年の全ての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校から転出した日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

##### (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

##### (3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

##### (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成15年 5月16日付け15文科初第255号「不登校への対応の在り方について」や平成17年 7月 6日付け17文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に沿って、不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数並びに児童が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

別添 1-1

各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨 (特別支援学校小学部)

1. 各教科の学習の記録

国 語

(1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	国語への関心・ 意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての 知識・理解・技能
趣 旨	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する関心を深め、国語を尊重しようとする。	相手や目的、意図に応じ、話したり聞いたり話し合ったりし、自分の考えを明確にしている。	相手や目的、意図に応じ、文章を書き、自分の考えを明確にしている。	目的に応じ、内容を捉えながら本や文章を読み、自分の考えを明確にしている。	伝統的な言語文化に触れたり、言葉の特徴やきまり、文字の使い方などについて理解し使ったりするとともに、文字を正しく整えて書いている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観 点 学 年	国語への関心・ 意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての 知識・理解・技能
第 1 学 年 及 び 第 2 学 年	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する関心を深め、進んで話したり聞いたり書いたり、楽しんで読書したりしようとする。	相手に応じ、身近なことなどについて、事柄の順序を考えながら話したり、大事なことを落とさないように聞いたり、話題に沿って話し合ったりしている。	経験したことや想像したことなどについて、順序を整理し、簡単な構成を考えて文や文章を書いている。	書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりして本や文章を読んでいる。	伝統的な言語文化に触れたり、言葉の特徴やきまり、文字の使い方などについて理解し使ったりするとともに、文字を正しく丁寧に書いている。
第 3 学 年 及 び	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する関心を深め、工夫をしながら話したり聞いたり書い	相手や目的に応じ、調べたことなどについて、筋道を立てて話したり、話の中心に気を付けて聞いたり、進行	相手や目的に応じ、調べたことなどが伝わるように、段落相互の関係などに注意して文章を書いている。	目的に応じ、内容の中心を捉えたり段落相互の関係を考えたりしながら本や文章を読んでいる。	伝統的な言語文化に触れたり、言葉の特徴やきまり、文字の使い方などについて理解し使ったりするととも

第4学年	たり、幅広く読書したりしようとする。	に沿って話し合ったりしている。			に、文字を形や大きさ、配列、筆圧などに注意して書いている。
第5学年及び第6学年	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する関心を深め、適切に話したり聞いたり書いたり、読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする。	目的や意図に応じ、考えたことや伝えたいことなどについて、的確に話したり、相手の意図をつかみながら聞いたり、計画的に話し合ったりしている。	目的や意図に応じ、考えたことなどを文章全体の構成の効果を考え、文章に書いている。	目的に応じ、内容や要旨を捉えながら本や文章を読んでいる。	伝統的な言語文化に触れたり、言葉の特徴やきまり、文字の使い方などについて理解し使ったりするとともに、文字を書く目的や用紙全体との関係、点画のつながりなどに注意して書いている。

社会

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	観察・資料活用 of 技能	社会的事象についての知識・理解
趣旨	社会的事象に関心をもち、それを意欲的に調べ、社会の一員として自覚をもつよう社会を考えようとする。	社会的事象から学習問題を見いだして追究し、社会的事象の意味について思考・判断したことを適切に表現している。	社会的事象を的確に観察、調査したり、各種の資料を効果的に活用したりして、必要な情報をまとめている。	社会的事象の様子や働き、特色及び相互の関連を具体的に理解している。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	観察・資料活用 of 技能	社会的事象についての知識・理解
第3学年及び第4学年	地域における社会的事象に関心をもち、それを意欲的に調べ、地域社会の一員としての自覚をもつとともに、地域社会に対する誇りと愛情をもとうとする。	地域における社会的事象から学習問題を見いだして追究し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて思考・判断したことを適切に表現している。	地域における社会的事象を的確に観察、調査したり、地図や各種の具体的資料を活用したりして、必要な情報を集めて読み取ったりまとめている。	地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るための諸活動、地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きを理解している。
第5学年	我が国の国土と産業の様子に関する社会的事象に関心をもち、それを意欲的に調べ、国土の環境の保全と自然災害の防止の重要性、産業の発展や社会の情報化の進展に関心を深めるとともに、国土に対する愛情をもとうとする。	我が国の国土と産業の様子に関する社会的事象から学習問題を見いだして追究し、社会的事象の意味について思考・判断したことを適切に表現している。	我が国の国土と産業の様子に関する社会的事象を的確に調査したり、地図や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を活用したりして、必要な情報を集めて読み取ったりまとめている。	我が国の国土と産業の様子、国土の環境や産業と国民生活との関連を理解している。
	我が国の歴史と政治及び国際社会にお	我が国の歴史と政治及び国際理解に	我が国の歴史と政治及び国際理解に	国家・社会の発展に大きな働きをした先

第6学年	我が国の役割に関心をもち、それを意欲的に調べ、我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情をもつとともに、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることの自覚をもとうとする。	社会的事象から学習問題を見いだして追究し、社会的事象の意味についてより広い視野から思考・判断したことを適切に表現している。	社会的事象を的確に調査したり、地図や地球儀、年表などの各種の基礎的資料を活用したりして、必要な情報を集めて読み取ったりまとめたりしている。	人の業績や優れた文化遺産、日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方や我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解している。
------	--	---	---	--

算 数

(1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
趣 旨	数理的な事象に関心をもち、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする。	日常の事象を数理的に捉え、見通しをもち筋道立てて考え表現したり、そのことから考えを深めたりするなど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。	数量や図形についての数学的な表現や処理に関わる技能を身に付けている。	数量や図形についての豊かな感覚をもち、それらの意味や性質などについて理解している。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観 点 学 年	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
第1学年	数量や図形に親しみをもち、それらについて様々な経験をもとうとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、数理的な処理に親しみ、考え表現したり工夫したりしている。	整数の計算をしたり、身の回りにある量の大きさを比較したり、図形を構成したり、数量の関係をなしたり読み取ったりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数の意味と表し方及び整数の計算の意味を理解し、量、図形及び数量の関係についての理解の基礎となる経験を豊かにしている。
第2学年	数量や図形に親しみをもち、それらについて様々な経験をもち、知識や技能などを進んで用いようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、数理的な処理に親しみ、考え表現したり工夫したりしている。	整数の計算をしたり、長さや体積などを測定したり、図形を構成したり、数量の関係をなしたり読み取ったりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数の意味と表し方、整数の計算の意味、長さや体積などの単位と測定の意味、図形の意味及び数量の関係などについて理解している。
第3学年	数理的な事象に関心をもち、知識や技能などの有用さ及び数量や図形の性質や関係を調べたり筋道を立てて考えたりすることのよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え表現したり、そのことから考えを深めたりするな	整数などの計算をしたり、長さや重さなどを測定したり、図形を構成要素に着目して構成したり、数量の関係をなしたり読み取ったりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数、小数及び分数の意味と表し方、計算の意味、長さや重さなどの単位と測定の意味、図形の意味及び数量の関係などにつ

	うとする。	ど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。		いて理解している。
第4学年	数理的な事象に関心をもつとともに、知識や技能などの有用さ及び数量や図形の性質や関係を調べたり筋道を立てて考えたりすることのよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え表現したり、そのことから考えを深めたりするなど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。	整数、小数及び分数の計算をしたり、図形の面積を求めたり、図形を構成要素の位置関係に着目して構成したり、数量の関係などを表したり調べたりするなど、技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数、小数及び分数の意味と表し方、計算の意味、面積などの単位と測定の意味、図形の意味及び数量の関係などについて理解している。
第5学年	数理的な事象に関心をもつとともに、数量や図形の性質や関係などに着目して考察処理したり、論理的に考えたりすることのよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、日常の事象について論理的に考え表現したり、そのことを基に発展的、統一的に考えたりするなど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。	小数や分数の計算をしたり、図形の面積や体積を求めたり、図形の性質を調べたり、数量の関係などを表したり調べたりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数の性質、分数の意味、小数や分数の計算の意味、面積の公式、体積の単位と測定の意味、図形の意味や性質及び数量の関係などについて理解している。
第6学年	数理的な事象に関心をもつとともに、数量や図形の性質や関係などに着目して考察処理したり、論理的に考えたりすることのよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、日常の事象について論理的に考え表現したり、そのことを基に発展的、統一的に考えたりするなど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。	分数の計算をしたり、図形の面積や体積を求めたり、図形を構成したり、数量の関係などを表したり調べたりするなど、技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、分数の計算の意味、体積の公式、速さの意味、図形の意味及び数量の関係などについて理解している。

理科

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解
趣旨	自然に親しみ、意欲をもって自然の事物・現象を調べる活動を行い、自然を愛するとともに生活に生かそうとする。	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって事象を比較したり、関係付けたり、条件に着目したり、推論したりして調べることによって得られた結果を考察し表現して、問題を解決している。	自然の事物・現象を観察し、実験を計画的に実施し、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱うとともに、それらの過程や結果を的確に記録している。	自然の事物・現象の性質や規則性、相互の関係などについて実感を伴って理解している。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

学年	観点	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解
----	----	----------------	-----------	----------	----------------

第3学年	自然の事物・現象に興味・関心をもって追究し、生物を愛護するとともに、見いだした特性を生活に生かそうとする。	自然の事物・現象を比較しながら問題を見いだし、差異点や共通点について考察し表現して、問題を解決している。	簡単な器具や材料を見付けたり、使ったり、作ったりして観察、実験やものづくりを行い、その過程や結果を分かりやすく記録している。	物の重さ、風やゴムの力並びに光、磁石の性質や働き及び電気を働かせたときの現象や、生物の成長のきまりや体のつくり、生物と環境との関わり、太陽と地面の様子などについて実感を伴って理解している。
第4学年	自然の事物・現象に興味・関心をもって追究し、生物を愛護するとともに、見いだした特性を生活に生かそうとする。	自然の事物・現象の変化とその要因との関わりに問題を見いだし、変化と関係する要因について考察し表現して、問題を解決している。	簡単な器具や材料を見付けたり、使ったり、作ったりして観察、実験やものづくりを行い、その過程や結果を分かりやすく記録している。	空気や水の性質や働き、物の状態の変化、電気による現象や、人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、気象現象、月や星の動きなどについて実感を伴って理解している。
第5学年	自然の事物・現象を意欲的に追究し、生命を尊重するとともに、見いだしたきまりを生活に当てはめてみようとする。	自然の事物・現象の変化とその要因との関係に問題を見いだし、条件に着目して計画的に追究し、量的変化や時間的変化について考察し表現して、問題を解決している。	問題解決に適した方法を工夫し、装置を組み立てたり使ったりして観察、実験やものづくりを行い、その過程や結果を的確に記録している。	物の溶け方、振り子の運動の規則性、電流の働きや、生命の連続性、流水の働き、気象現象の規則性などについて実感を伴って理解している。
第6学年	自然の事物・現象を意欲的に追究し、生命を尊重するとともに、見いだしたきまりを生活に当てはめてみようとする。	自然の事物・現象の変化とその要因との関係に問題を見いだし、推論しながら追究し、規則性や相互関係について考察し表現して、問題を解決している。	問題解決に適した方法を工夫し、装置を組み立てたり使ったりして観察、実験やものづくりを行い、その過程や結果を的確に記録している。	燃焼、水溶液の性質、てこの規則性及び電気による現象や、生物の体の働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化のきまり、月の位置や特徴などについて実感を伴って理解している。

生活

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	生活への関心・意欲・態度	活動や体験についての思考・表現	身近な環境や自分についての気付き
趣旨	身近な環境や自分自身に関心をもち、進んでそれらと関わり、楽しく学習したり、生活したりしようとする。	具体的な活動や体験について、自分なりに考えたり、工夫したりして、それを素直に表現している。	具体的な活動や体験によって、自分と身近な人、社会、自然との関わり及び自分自身のよさなどに気付いている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	生活への関心・意欲・態度	活動や体験についての思考・表現	身近な環境や自分についての気付き
第1学年	身近な人、社会、自然及び自分自身に関心をもち、進んでそれらと関わり、楽し	調べたり、育てたり、作ったりするなどの活動や学校、家庭、地域における自	具体的な活動や体験によって、学校、家庭、地域、公共物、身近な自然、動植物、

年 及 び 第 2 学 年	く意欲的に学習したり、生活したりしようとする。	分の生活について、自分なりに考えたり、工夫したり、振り返ったりして、それを素直に表現している。	自分の成長などの様子、それらと自分との関わり及び自分自身のよさに気付いている。
---------------------------------	-------------------------	---	---

音 楽

(1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
趣 旨	音楽に親しみ、音や音楽に対する関心をもち、音楽表現や鑑賞の学習に自ら取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	音楽表現をするための基礎的な技能を身に付け、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、楽曲の特徴や演奏のよさなどを考え、味わって聴いている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観 点 学 年	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
第 1 学 年 及 び 第 2 学 年	楽しく音楽に関わり、音や音楽に対する関心をもち、音楽表現や鑑賞の学習に自ら取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いをもっている。	音楽表現をするための基礎的な技能を身に付け、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、楽曲や演奏の楽しさに気付き、味わって聴いている。
第 3 学 年 及 び 第 4 学 年	進んで音楽に関わり、音や音楽に対する関心もち、音楽表現や鑑賞の学習に自ら取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	音楽表現をするための基礎的な技能を伸ばし、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、楽曲の特徴や演奏のよさに気付き、味わって聴いている。
第 5 学 年 及 び 第 6 学 年	創造的に音楽に関わり、音や音楽に対する関心をもち、音楽表現や鑑賞の学習に自ら取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	音楽表現をするための基礎的な技能を高め、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さなどを感じ取りながら、楽曲の特徴や演奏のよさを理解し、味わって聴いている。

図画工作



## (1) 評価の観点及びその趣旨

観点	造形への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
趣旨	自分の思いをもち、進んで表現や鑑賞の活動に取り組み、つくりだす喜びを味わおうとする。	感じたことや材料などを基に表したいことを思い付いたり、形や色、用途などを考えたりしている。	感覚や経験を生かしながら、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫している。	作品などの形や色などから、表現の面白さを捉えたり、よさや美しさを感じ取ったりしている。

## (2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	造形への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
第1学年及び第2学年	思いのままに表したり、作品などを見たりしながら、つくりだす喜びを味わおうとする。	感じたことや材料などを基に表したいことを思い付いたり、形や色、つくり方などを考えたりしている。	体全体の感覚を働かせながら材料や用具を使い、工夫して表している。	身の回りの作品などの形や色などから、面白さに気付いたり、楽しさを感じたりしている。
第3学年及び第4学年	自分の思いで表現したり、鑑賞したりしながら、つくりだす喜びを味わおうとする。	感じたことや見たこと、材料や場所などを基に表したいことを思い付いたり、形や色、用途などを考えたりしている。	手や体全体の感覚を働かせながら、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫している。	身近にある作品などの形や色などから、表現の感じの違いを捉えたり、よさや面白さを感じ取ったりしている。
第5学年及び第6学年	自分の思いをもって表現したり、鑑賞したりしながら、つくりだす喜びを味わおうとする。	感じたことや見たこと、材料や場所などの特徴を基に表したいことを思い付いたり、形や色、用途や構成などを考えたりしている。	感覚を働かせたり経験を生かしたりしながら、表したいことに合わせて材料や用具を使い、様々な表し方を工夫している。	親しみのある作品などの形や色などから、表現の意図や特徴を捉えたり、よさや美しさを感じ取ったりしている。

## 家庭

## (1) 評価の観点及びその趣旨

観点	家庭生活への関心・意欲・態度	生活を創意工夫する能力	生活の技能	家庭生活についての知識・理解
趣旨	衣食住や家族の生活などについて関心をもち、その大切さに気付き、家庭生活をよりよくするために進んで実践しようとする。	家庭生活について見直し、身近な生活の課題を見付け、その解決を目指して生活をよりよくするために考え自分なりに工夫している。	日常生活に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な技能を身に付けている。	日常生活に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。

## (2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	家庭生活への関心・意欲・態度	生活を創意工夫する能力	生活の技能	家庭生活についての知識・理解
第5学年及び第6学年	自分の成長と衣食住や家族の生活などについて関心を持ち、その大切さに気づき、家族の一員として家庭生活をよりよくするために進んで取り組み実践しようとする。	衣食住や家族の生活などについて見直し、課題を見付け、その解決を目指して家庭生活をよりよくするために考えたり自分なりに工夫したりしている。	生活の自立の基礎として日常生活に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な技能を身に付けている。	家庭生活を支えているものや大切さを理解し、日常生活に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。

体 育

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	健康・安全についての知識・理解
趣旨	運動に進んで取り組むとともに、友達と協力し、安全に気を付けようとする。また、身近な生活における健康・安全について関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする。	自己の能力に適した課題の解決を目指して、運動の仕方を工夫している。また、身近な生活における健康・安全について、課題の解決を目指して考え、判断し、それらを表している。	運動を楽しく行うための基本的な動きや技能を身に付けている。	身近な生活における健康・安全について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	健康・安全についての知識・理解
第1学年	運動に進んで取り組むとともに、誰とでも仲よく、健康・安全に留意しようとする。	運動の仕方を工夫している。	運動を楽しく行うための基本的な動きを身に付けている。	
第2学年	運動に進んで取り組むとともに、誰とでも仲よく、健康・安全に留意しようとする。	運動の仕方を工夫している。	運動を楽しく行うための基本的な動きを身に付けている。	
第3学年	運動に進んで取り組むとともに、きまりを守り互いに協力し、健康・安全に留意しようとする。さらに、健康な生活について関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする。	自己の能力に適した課題をもち、運動の仕方を工夫している。また、健康な生活について、課題の解決を目指して実践的に考え、判断し、それらを表している。	運動を楽しく行うための基本的な動きや技能を身に付けている。	健康な生活について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。
第4学年	運動に進んで取り組むとともに、きまりを守り互いに協力し、健康・安全に留意しようとする。さらに、体の発育・発達について関心をも	自己の能力に適した課題をもち、運動の仕方を工夫している。また、体の発育・発達について、課題の解決を目指して実践的に考え、判断	運動を楽しく行うための基本的な動きや技能を身に付けている。	体の発育・発達について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。

	ち、意欲的に学習に取り組もうとする。	し、それらを表している。		
第5学年	運動の楽しさや喜びを味わうことができよう、進んで運動に取り組むとともに、協力、公正などの態度を身に付け、健康・安全に留意しようとする。さらに、心の健康やけがの防止について関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする。	自己の能力に適した課題の解決の仕方や運動の取り組み方を工夫している。また、心の健康やけがの防止について、課題の解決を目指して実践的に考え、判断し、それらを表している。	運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	心の健康やけがの防止について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。
第6学年	運動の楽しさや喜びを味わうことができよう、進んで運動に取り組むとともに、協力、公正などの態度を身に付け、健康・安全に留意しようとする。さらに、病気の予防について関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする。	自己の能力に適した課題の解決の仕方や運動の取り組み方を工夫している。また、病気の予防について、課題の解決を目指して実践的に考え、判断し、それらを表している。	運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	病気の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。

## 別添1-2

## 2. 外国語活動の記録

## (1) 評価の観点及びその趣旨

観点	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	外国語への慣れ親しみ	言語や文化に関する気付き
趣旨	コミュニケーションに関心をもち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする。	活動で用いている外国語を聞いたり話したりしながら、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。	外国語を用いた体験的なコミュニケーション活動を通して、言葉の面白さや豊かさ、多様なものの見方や考え方があることなどに気付いている。

## 別添1-3

## 3. 特別活動の記録

## (1) 評価の観点及びその趣旨

観点	集団活動や生活への関心・意欲・態度	集団の一員としての思考・判断・実践	集団活動や生活についての知識・理解
趣旨	学級や学校の集団や自己の生活に関心をもち、望ましい人間関係を築きながら、積極的に集団活動や自己の生活の充実と向上に取り組もうとする。	集団の一員としての役割を自覚し、望ましい人間関係を築きながら、集団活動や自己の生活の充実と向上について考え、判断し、自己を生かして実践している。	集団活動の意義、よりよい生活を築くために集団として意見をまとめる話し合い活動の仕方、自己の健全な生活の在り方などについて理解している。

## 別添1-4

## 4. 行動の記録

## (1) 評価項目及びその趣旨

項 目	学 年	趣 旨
基本的な生活習慣	第1学年及び第2学年	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよい挨拶を行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び第4学年	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生活をする。
	第5学年及び第6学年	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛ける。
健康・体力の向上	第1学年及び第2学年	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
	第3学年及び第4学年	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生活をする。
	第5学年及び第6学年	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元気に生活をする。
自主・自律	第1学年及び第2学年	よいと思うことは進んで行き、最後まで頑張る。
	第3学年及び第4学年	自らの目標をもって進んで行き、最後まで粘り強くやり通す。
	第5学年及び第6学年	夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く取り組み、努力する。
責任感	第1学年及び第2学年	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
	第3学年及び第4学年	自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠意をもって行う。
	第5学年及び第6学年	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。
創意工夫	第1学年及び第2学年	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
	第3学年及び第4学年	自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り組む。
	第5学年及び第6学年	進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活をよりよくしようとする。
思いやり・協力	第1学年及び第2学年	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
	第3学年及び第4学年	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び第6学年	思いやりと感謝の心をもち、異なる意見や立場を尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・自然愛護	第1学年及び第2学年	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
	第3学年及び第4学年	自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらしさに感動する。
	第5学年及び第6学年	自他の生命を大切にし、自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年及び第2学年	手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び第4学年	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	第5学年及び第6学年	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。

公正・公平	第1学年及び第2学年	自分の好き嫌いや利害にとらわれ ないで行動する。
	第3学年及び第4学年	相手の立場に立って公正・公平に 行動する。
	第5学年及び第6学年	誰に対しても差別をすることや偏見 をもつことなく、正義を大切に、公正・ 公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年及び第2学年	約束やきまりを守って生活し、みんな が使うものを大切にする。
	第3学年及び第4学年	約束や社会のきまりを守って公德を大 切にし、人に迷惑をかけないように心 掛け、のびのびと生活する。
	第5学年及び第6学年	規則を尊重し、公德を大切にするとと もに、郷土や我が国の伝統と文化を大 切にし、学校や人々の役に立つことを 進んで行う。

**別紙2** [視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行  
う特別支援学校]

I 様式

(1) 様式1 (学籍に関する記録)

中 学 部 生 徒 指 導 要 録

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			
整理番号			

学 籍 の 記 録			
生	ふりがな	性 別	入学・編入学等 平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	氏 名		
徒	生年月日	平成 年 月 日生	転 入 学 平成 年 月 日 第 学年転入学
	現住所		
保 護 者	ふりがな	転学・退学等 (平成 年 月 日) 平成 年 月 日	卒 業 平成 年 月 日
	氏 名		
者	現住所		
	入学前の経歴	進 学 先 就 職 先 等	
学 校 名 及 所 在 地 (分校名・所在地等)			
年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
区分 \ 学年	1	2	3
校長氏名印			
学級担任者 氏 名 印			

(2) 様式2（指導に関する記録）

（表）

生徒氏名		学校名			区分	学年	1	2	3							
					学級											
					整理番号											
各教科の学習の記録																
I 観点別学習状況																
教科	観点	学年	1	2	3	教科	観点	学年	1	2	3					
国語	国語への関心・意欲・態度															
	話す・聞く能力															
	書く能力															
	読む能力															
社会	言語についての知識・理解・技能															
	社会的事象への関心・意欲・態度															
	社会的な思考・判断・表現															
	資料活用の技能															
数	社会的事象についての知識・理解															
	数学への関心・意欲・態度															
	数学的な見方や考え方															
	数学的な技能															
学	数量や図形などについての知識・理解															
	学年	1	2	3	国語							社会	数学	理科	音楽	美術
	1															
	2															
理	自然事象への関心・意欲・態度															
	科学的な思考・表現															
	観察・実験の技能															
	自然事象についての知識・理解															
科	学年	1	2	3	保健体育	技術・家庭	外国語									
	1															
	2															
	3															
総合的な学習の時間の記録																
音	音楽への関心・意欲・態度					学年	学習活動	観点	評価							
	音楽表現の創意工夫				1											
	音楽表現の技能															
	鑑賞の能力															
美	美術への関心・意欲・態度															
	発想や構想の能力															
	創造的な技能															
	鑑賞の能力															
保	運動や健康・安全への関心・意欲・態度															
	運動や健康・安全についての思考・判断				2											
	運動の技能															
	運動や健康・安全についての知識・理解															
技	生活や技術への関心・意欲・態度															
	生活を工夫し創造する能力				3											
	生活の技能															
	生活や技術についての知識・理解															
外	コミュニケーションへの関心・意欲・態度															
	外国語表現の能力															
	外国語理解の能力															
	言語や文化についての知識・理解															
特別活動の記録																
国	内容					内	容	観点	学年	1	2	3				
	学級活動															
	生徒会活動															
	学校行事															

（裏）

生徒氏名

行 動 の 記 録									
項 目	学 年	1	2	3	項 目	学 年	1	2	3
基本的な生活習慣					思いやり・協力				
健康・体力の向上					生命尊重・自然愛護				
自主・自律					勤労・奉仕				
責任感					公正・公平				
創意工夫					公共心・公德心				
自 立 活 動 の 記 録							入学時の障害の状態		
第1学年									
第2学年									
第3学年									
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項									
第1学年									
第2学年									
第3学年									
出 欠 の 記 録									
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考		
1									
2									
3									

## II 記載する事項等

### ○ 学籍に関する記録（様式1）

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

中学部に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

#### 4 入学・編入学等

##### (1) 入学

生徒が第1学年に入学した年月日を記入する。

##### (2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

#### 5 転入学

他の中学校及び特別支援学校中学部（以下、「中学校等」という。）から転入学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

#### 6 転学・退学等

他の中学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校から転

出した年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）。

○ 指導に関する記録（様式2）

中学部における指導に関する記録については、中学校における指導に関する記録に記載する事項（各教科の学習の記録〔観点別学習状況及び評定〕、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録）に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

また、在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。さらに、生徒の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章第2節第5の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科等を合わせて記録できるようにするなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

1 各教科の学習の記録

中学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。

(1) 観点別学習状況

中学部における観点別学習状況については、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下、「中学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

また、各教科の評価の観点については、各学校において、観点を追加して記入できる。

選択教科を実施する場合は、各学校において観点を定め、記入する。

(2) 評定

中学部における評定については、各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

必修教科の評定は、中学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定して記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。



その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

## 2 総合的な学習の時間の記録

中学部における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会との関わりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられる。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動に関わる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等と定めることも考えられる。

## 3 特別活動の記録

中学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別添2-2を参考に定める。その際、例えば、「集団の一員としての思考・判断・実践」に関わる観点について、学校として重点化した内容を踏まえ、育てようとする資質や能力などに即し、より具体的に定めることも考えられる。

## 4 自立活動の記録

中学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

## 5 行動の記録

中学部における行動の記録については、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、中学校学習指導要領等の総則及び道徳の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別添2-3の項目に加え、各学校において、必要に応じて自らの教育目標に沿って項目を追加する。

評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

## 6 総合所見及び指導上参考となる諸事項

中学部における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。

- ① 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ、記入する。

交流及び共同学習を実施している生徒については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

## 7 入学時の障害の状態

中学部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。

## 8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

## (1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年の全ての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校から転出した日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

## (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

## (3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

## (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

## (5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成15年 5月16日付け15文科初第255号「不登校への対応の在り方について」や平成17年 7月 6日付け17文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に沿って、不登校の生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数並びに生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。

## (6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

## 別添 2-1

各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨 (特別支援学校 中学部)

## 1. 各教科の学習の記録

## 国 語

## (1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	国語への関心・意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての知識・理解・技能
趣 旨	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する認識を深め、国語を尊重しようとする。	目的や場面に応じ、適切に話したり聞いたり話し合ったりして、自分の考えを豊かにしている。	相手や目的、意図に応じ、筋道を立てて文章を書き、自分の考えを豊かにしている。	目的や意図に応じ、様々な文章を読んだり読書に親しんだりして、自分の考えを豊かにしている。	伝統的な言語文化に親しんだり、言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し使ったりするとともに、文字を正しく整えて速く書いてい

					る。
--	--	--	--	--	----

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	国語への関心・ 意欲・態度	話す・聞く能力	書く能力	読む能力	言語についての 知識・理解・技能
第1 学年	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する認識を深め、話したり聞いたり書いて読みたりして考えをまとめ、読書を通してものの見方や考え方を広げようとする。	目的や場面に応じ、構成を工夫して話したり、意図を考えながら聞いたり、話題や方向を捉えて話し合ったりしている。	目的や意図に応じ、構成を考え、自分の考えや気持ちを根拠を明確にして文章に書いている。	目的や意図に応じ、様々な本や文章などを読みの確に捉えて、自分のものの見方や考え方を広くしている。	伝統的な言語文化に触れたり、言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し使ったりするとともに、文字を楷書で書き、漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書いている。
第2 学年	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する認識を深め、話したり聞いたり書いて読みたりして考えを広げ、読書を生活に役立てようとする。	目的や場面に応じ、立場や考えの違いを踏まえて話したり、考えを比べながら聞いたり、相手の立場を尊重して話し合ったりしている。	目的や意図に応じ、構成を工夫し、伝えたいことが効果的に伝わるように文章を書いている。	目的や意図に応じ、内容や表現の仕方に注意して文章を読み、知識や体験と関連付けて自分の考えをもっている。	伝統的な言語文化を楽しんだり、言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し使ったりするとともに、漢字の行書とそれに調和した仮名を書き、楷書又は行書を選んで書いている。
第3 学年	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、国語に対する認識を深め、話したり聞いたり書いて読みたりして考えを深め、読書を通して自己を向上させようとする。	目的や場面に応じ、相手の様子に合わせて話したり、表現の工夫を評価して聞いたり、課題の解決に向けて話し合ったりしている。	目的や意図に応じ、文章の形態を選択し、論理の展開を工夫して説得力のある文章を書いている。	目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読み、人間、社会、自然などについて自分の意見をもっている。	伝統的な言語文化に親しんだり、言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し使ったりするとともに、身の回りの文字に関心を持ち、効果的に文字を書いている。

社 会

(1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	社会的事象への関 心・意欲・態度	社会的な思考・判 断・表現	資料活用の技能	社会的事象について の知識・理解
趣 旨	社会的事象に対する関心を高め、それを意欲的に追究し、よりよい社会を考え自覚をもって責任を果たそうとする。	社会的事象から課題を見だし、社会的事象の意義や特色、相互の関連を多面的・多角的に考察し、社会の変化を踏まえ公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。	社会的事象に関する諸資料から有用な情報を適切に選択して、効果的に活用している。	社会的事象の意義や特色、相互の関連を理解し、その知識を身に付けている。

(2) 分野別の評価の観点の趣旨

観点 分野	社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象についての知識・理解
地理的分野	地理的事象に対する関心を高め、それを意欲的に追究し、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の特色について認識を養おうとする。	地理的事象から課題を見いだし、日本や世界の地域的特色を地域の規模に応じて環境条件や人々の営みなどと関連付けて多面的・多角的に考察し、公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。	地図や統計、映像など地域に関する様々な資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめている。	日本や世界の諸地域について、その地域構成や地域的特色、地域の課題などを理解し、その知識を身に付けている。
歴史的分野	歴史的事象に対する関心を高め、それを意欲的に追究し、広い視野に立って我が国の伝統と文化について考え国民としての自覚をもとうとする。	歴史的事象から課題を見いだし、我が国の歴史の大きな流れや各時代の特色などを多面的・多角的に考察し、公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。	年表や歴史地図、映像など歴史に関する様々な資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめている。	我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解し、その知識を身に付けている。
公民的分野	現代の社会的事象に対する関心を高め、それを意欲的に追究し、広い視野に立ってよりよい社会を考え公民としての自覚をもって責任を果たそうとする。	現代の社会的事象から課題を見いだし、社会的事象の意義や役割、相互の関連などを多面的・多角的に考察し、様々な考え方を踏まえ公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。	統計や新聞、映像など現代の社会的事象に関する様々な資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめている。	現代社会についての見方や考え方の基礎、現代の社会生活及び政治や経済の基本的な考え方、社会的事象の意義や役割、相互の関連などを理解し、その知識を身に付けている。

数 学

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点 趣旨	数学への関心・意欲・態度	数学的な見方や考え方	数学的な技能	数量や図形などについての知識・理解
趣旨	数学的な事象に関心をもつとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、数学を活用して考えたり判断したりしようとする。	事象を数学的に捉えて論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりするなど、数学的な見方や考え方を身に付けている。	事象を数量や図形などで数学的に表現し処理する技能を身に付けている。	数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則などについて理解し、知識を身に付けている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	数学への関心・意欲・態度	数学的な見方や考え方	数学的な技能	数量や図形などについての知識・理解
第1学年	様々な事象を数量や図形などで捉えたり、それらの性質や関係を見いだしたりするなど、数学的に考え表現することに関心をもち、意欲的に数学を問題の解決	数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を活用しながら、事象を見通しをもって論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深め	正の数と負の数の四則計算ができ、数量の関係や法則を方程式などを用いて表現し処理したり、基本的な図形の作図や図形の計量をしたり、関数関係を的確に表	正の数と負の数、文字を用いることの必要性と意味、一元一次方程式、平面図形についての性質や関係、空間における図形の位置関係、関数関係や比例・反比

	に活用して考えたり判断したりしようとする。	たりするなど、数学的な見方や考え方を身に付けている。	現したり、資料を整理したりするなど、技能を身に付けている。	例、ヒストグラムや代表値などを理解し、知識を身に付けている。
第2学年	様々な事象を数量や図形などで捉えたり、それらの性質や関係を見いだしたりするなど、数学的に考え表現することに興味をもち、意欲的に数学を問題の解決に活用して考えたり判断したりしようとする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を活用しながら、事象を数学的な推論の方法を用いて論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりするなど、数学的な見方や考え方を身に付けている。	文字を用いた四則計算ができ、数量の関係や法則を方程式などを用いて表現し処理したり、図形の性質について簡潔に表現したり、関数関係を的確に表現したり、確率を求めたりするなど、技能を身に付けている。	文字式のはたらき、連立二元一次方程式、平面図形の性質、図形の証明の必要性と意味及びその方法、一次関数の特徴、確率の必要性と意味などを理解し、知識を身に付けている。
第3学年	様々な事象を数量や図形などで捉えたり、それらの性質や関係を見いだしたりするなど、数学的に考え表現することに興味をもち、意欲的に数学を問題の解決に活用して考えたり判断したりしようとする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な知識及び技能を活用しながら、事象に潜む関係や法則を見いだしたり、数学的な推論の方法を用いて論理的に考察し表現したり、その過程を振り返って考えを深めたりするなど、数学的な見方や考え方を身に付けている。	平方根を含む式の計算ができ、数量の関係や法則を方程式などを用いて表現し処理したり、図形の性質について簡潔に表現したり、関数関係を的確に表現したり、標本を抽出したりするなど、技能を身に付けている。	数の平方根の必要性と意味、式の変形の意味とはたらき、二次方程式、図形の相似の意味や円周角と中心角の関係の意味、三平方の定理の意味、関数 $y=ax^2$ の特徴、標本調査の必要性と意味などを理解し、知識を身に付けている。

理科

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解
趣旨	自然の事物・現象に進んで関わり、それらを科学的に探究するとともに、事象を人間生活との関わりでみようとする。	自然の事物・現象の中に問題を見いだし、目的意識をもって観察、実験などを行い、事象や結果を分析して解釈し、表現している。	観察、実験を行い、基本操作を習得するとともに、それらの過程や結果を的確に記録、整理し、自然の事物・現象を科学的に探究する技能の基礎を身に付けている。	自然の事物・現象について、基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。

(2) 分野別の評価の観点の趣旨

観点 分野	自然事象への関心・意欲・態度	科学的な思考・表現	観察・実験の技能	自然事象についての知識・理解
第1分野	物質やエネルギーに関する事物・現象に進んで関わり、それらを科学的に探究するとともに、事象を人間生活との関わりでみようとする。	物質やエネルギーに関する事物・現象の中に問題を見いだし、目的意識をもって観察、実験などを行い、事象や結果を分析して解釈し、表現している。	物質やエネルギーに関する事物・現象についての観察、実験の基本操作を習得するとともに、観察、実験の計画的な実施、結果の記録や整理など、事象を科学的に探究する技能の基礎を身に付けてい	観察や実験などを通して、物質やエネルギーに関する事物・現象についての基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。

	生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に進んで関わり、それらを科学的に探究するとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与しようとする。	生物とそれを取り巻く自然の事物・現象の中に問題を見いだし、目的意識をもって観察、実験などを行い、事象や結果を分析して解釈し、表現している。	生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に関する観察、実験の基本操作を習得するとともに、観察、実験の計画的な実施、結果の記録や整理など、事象を科学的に探究する技能の基礎を身に付けている。	観察や実験などを通して、生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に関する基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。
--	---	---	---	--

音 楽

(1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
趣 旨	音楽に親しみ、音や音楽に対する関心をもち、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、解釈したり価値を考えたりして、よさや美しさを味わって聴いている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観 点 学 年	音楽への関心・意欲・態度	音楽表現の創意工夫	音楽表現の技能	鑑賞の能力
第 1 学 年	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽に対する関心をもち、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、解釈したり価値を考えたりして、多様な音楽のよさや美しさを味わって聴いている。
第 2 学 年 及 び 第 3 学 年	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽に対する関心を高め、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、ふさわしい音楽表現を工夫し、どのように表すかについて思いや意図をもっている。	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を伸ばし、歌唱、器楽、創作で表している。	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、解釈したり価値を考えたりして、多様な音楽に対する理解を深め、味わって聴いている。

美 術

(1) 評価の観点及びその趣旨

観 点	美術への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
	美術の創造活動の喜びを味わい、主体的	感性や想像力を働かせて豊かに発想し、	感性や造形感覚などを働かせて、表現の	感性や想像力を働かせて、美術作品など

趣旨	に表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。	よさや美しさなどを考え心豊かで創造的な表現の構想を練っている。	技能を身に付け、意図に応じて表現方法などを創意工夫し創造的に表している。	からよさや美しさなどを感じ取り味わったり、美術文化を理解したりしている。
----	---------------------	---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

学年	観点	造形への関心・意欲・態度	発想や構想の能力	創造的な技能	鑑賞の能力
第1学年		美術の創造活動の喜びを味わい、表現や鑑賞の能力を身に付けるために、主体的に学習に取り組もうとする。	感性や想像力を働かせて、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に豊かに発想し、形や色彩の構成などを工夫し、心豊かな表現の構想を練っている。	感性や造形感覚などを働かせて、形や色彩などの表し方を身に付け、意図に応じて材料や用具を生かしたり、制作の順序などを考えたりし、創意工夫して表している。	感性や想像力を働かせて、造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫、生活の中の美術の働きなどを感じ取り見方を広げたり、美術文化の特性やよさに気付いたりしている。
第2学年及び第3学年		美術の創造活動の喜びを味わい、表現や鑑賞の能力を高めるために、主体的に学習に取り組もうとする。	感性や想像力を働かせて、対象を深く見詰め、感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に独創的で心豊かな発想をし、形や色彩などの効果を生かし、心豊かで創造的な表現の構想を練っている。	感性や造形感覚などを働かせて、材料や用具の特性を生かし、表現意図に合う新たな表現方法を工夫したり、制作の順序などを総合的に考えたりするなどし、創意工夫して創造的に表している。	感性や想像力を働かせて、造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などを感じ取り味わったり、生活を美しく豊かにする美術の働きや美術文化などについての理解や見方を深めたりしている。

技術・家庭

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	生活や技術への関心・意欲・態度	生活を工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての知識・理解
趣旨	生活や技術について関心をもち、生活を充実向上するために進んで実践しようとする。	生活について見直し、課題を見付け、その解決を目指して自分なりに工夫し創造している。	生活に必要な基礎的・基本的な技術を身に付けている。	生活や技術に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、生活と技術との関わりについて理解している。

(2) 分野別の評価の観点の趣旨

分野	観点	生活や技術への関心・意欲・態度	生活を工夫し創造する能力	生活の技能	生活や技術についての知識・理解
技術分野		材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する技術について関心をもち、技術の在り方や活用の仕方等に関する課題の解決のために、主体的に技術を評価し活用しようとする。	材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する技術の在り方や活用の仕方等について課題を見付けるとともに、その解決のために工夫し創造して、技術を評価し活用している。	材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する技術を適切に活用するために必要な基礎的・基本的な技術を身に付けている。	材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する技術についての基礎的・基本的な知識を身に付け、技術と社会や環境との関わりについて理解している。
家		衣食住や家族の生活などについて関心をもち、これからの生	衣食住や家族の生活などについて見直し、課題を見付け、	生活の自立に必要な衣食住や家族の生活などに関する基礎	家庭の基本的な機能について理解し、生活の自立に必要な衣

庭分野	活を展望して家庭生活をよりよくするために進んで実践しようとする。	その解決を目指して家庭生活をよりよくするために工夫し創造している。	的・基本的な技術を身に付けている。	食住や家族の生活などに関する基礎的・基本的な知識を身に付けている。
-----	----------------------------------	-----------------------------------	-------------------	-----------------------------------

保健体育

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	運動や健康・安全についての知識・理解
趣旨	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動の合理的な実践に積極的に取り組もうとする。また、個人生活における健康・安全について関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする。	生涯にわたって運動に親しむことを目指して、学習課題に応じた運動の取り組み方や健康の保持及び体力を高めるための運動の組み合わせ方を工夫している。また、個人生活における健康・安全について、課題の解決を目指して考え、判断し、それらを表している。	運動の合理的な実践を通して、運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	運動の合理的な実践に関する具体的な事項及び生涯にわたって運動に親しむための理論について理解している。また、個人生活における健康・安全について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。

(2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨

観点 学年	運動や健康・安全への関心・意欲・態度	運動や健康・安全についての思考・判断	運動の技能	運動や健康・安全についての知識・理解	
体育分野	第1学年及び第2学年	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、責任などに対する意欲を持ち、健康・安全に留意して、学習に積極的に取り組もうとする。	運動を豊かに実践するための課題に応じた運動の取り組み方を工夫している。また、体力を高めるための運動を組み合わせ方を工夫している。	運動の合理的な実践を通して、勝敗を競ったり、攻防を展開したり、表現したりするための各領域の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。	各運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、伝統的な考え方や、各領域に関連して高まる体力、健康・安全の留意点についての具体的な方法及び運動やスポーツの多様性、運動やスポーツが心身の発達に与える効果についての考え方を理解している。
	第3学年	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を持ち、健康・安全を確保して、学習に自主的に取り組もうとする。	生涯にわたって運動を豊かに実践するための自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫している。また、自己の状況に応じて体力を高めるための運動の計画を工夫している。	運動の合理的な実践を通して、運動の特性に応じて勝敗を競ったり、攻防を展開したり、表現したりするための各領域の運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。	選択した運動の技の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法、スポーツを行う際の健康・安全の確保の仕方についての具体的な方法及び文化としてのスポーツの意義の考え方を理解している。
保健分野	心身の機能の発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、健康な生活と疾病の予防について関心を持ち、意欲的に学習に取り組もうとする。	心身の機能の発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、健康な生活と疾病の予防について、課題の解決を目指して科学的に考え、判断し、それらを表している。		心身の機能の発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、健康な生活と疾病の予防について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。	



## 外国語

## (1) 評価の観点及びその趣旨

観点	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化についての知識・理解
趣旨	コミュニケーションに関心を持ち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。	外国語で話したり書いたりして、自分の考えなどを表現している。	外国語を聞いたり読んだりして、話し手や書き手の意向などを理解している。	外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。

## (2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	外国語表現の能力	外国語理解の能力	言語や文化についての知識・理解
第1学年、第2学年及び第3学年	コミュニケーションに関心を持ち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。	外国語で話したり書いたりして、自分の考えなどを表現している。	外国語を聞いたり読んだりして、話し手や書き手の意向などを理解している。	外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。

## 別添2-2

## 2. 特別活動の記録

## (1) 評価の観点及びその趣旨

観点	集団活動や生活への関心・意欲・態度	集団や社会の一員としての思考・判断・実践	集団活動や生活についての知識・理解
趣旨	学級や学校の集団や自己の生活に関心を持ち、望ましい人間関係を築きながら、積極的に集団活動や自己の生活の充実と向上に取り組もうとする。	集団や社会の一員としての役割を自覚し、望ましい人間関係を築きながら、集団活動や自己の生活の充実と向上について考え、判断し、自己を生かして実践している。	集団活動の意義、よりよい生活を築くために集団として意見をまとめる話し合い活動の仕方、自己の健全な生活の在り方などについて理解している。

## 別添2-3

## 3. 行動の記録

## (1) 評価項目及びその趣旨

項目	学年	趣旨
基本的な生活習慣	第1学年、第2学年及び第3学年	自他の安全に努め、礼儀正しく節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
健康・体力の向上	第1学年、第2学年及び第3学年	活力ある生活を送るための心身の健康の保持増進と体力の向上に努めている。

自主・自律	第1学年、第2学年及び第3学年	自分で考え、的確に判断し、自制心をもって自律的に行動するとともに、より高い目標の実現に向けて計画を立て根気強く努力する。
責任感	第1学年、第2学年及び第3学年	自分の役割を自覚して誠実にやり抜き、その結果に責任を負う。
創意工夫	第1学年、第2学年及び第3学年	探究的な態度をもち、進んで新しい考えや方法を見付け、自らの個性を生かした生活を工夫する。
思いやり・協力	第1学年、第2学年及び第3学年	誰に対しても思いやりと感謝の心をもち、自他を尊重し広い心で共に協力し、よりよく生きていこうとする。
生命尊重・自然愛護	第1学年、第2学年及び第3学年	自他の生命を尊重し、進んで自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年、第2学年及び第3学年	勤労の尊さや意義を理解して望ましい職業観をもち、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年、第2学年及び第3学年	正と不正を見極め、誘惑に負けることなく公正な態度がとれ、差別や偏見をもつことなく公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年、第2学年及び第3学年	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国の伝統と文化を大切に、国際的視野に立って公共のために役に立つことを進んで行う。

**別紙3** [視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]

I 様式

(1) 様式1 (学籍に関する記録)

(表)

高等部生徒指導要録

区分 \ 学年	1	2	3
ホームルーム			
整理番号			

学籍の記録					
生	ふりがな	氏名	性別	入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	生年月日			平成 年 月 日生	転入学
徒	現住所			転学・退学	平成 年 月 日
	ふりがな	氏名	性別	留学等	平成 年 月 日 日 ～平成 年 月 日
現住所				卒業	平成 年 月 日
保	入学前の経歴	平成 年 卒業	進学先等	進学先等	
護	学校名及び				

所在地 (分校名・所在地等) 学科名						
年度	平成 年度		平成 年度		平成 年度	
学年	1		2		3	
校長氏名印						
ホームルーム 担当者氏名印						

(裏)  
各教科・科目等の修得単位数の記録

各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計		
	各学科に共通する各教科・科目	国語	国語総合			学校設定教科	情報		〃		各教科・科目	体育	〃
略				〃				〃					
〃				〃				音楽	〃				
地理歴史		〃		〃			美術	〃		英語		〃	
		〃		〃				〃					
		〃		〃			保健医療	〃		印刷		〃	
公民		〃		主として専門学科において開設される	農業			〃				理容・美容	〃
		〃					〃		クリーニング	〃			
		〃			工業		〃			学校設定教科			〃
数学		〃				〃		〃					
		〃				商業	〃		家庭			〃	
		〃			〃			〃					
理科		〃			水産	〃		看護	〃				
		〃				〃			〃				
		保健体育	〃			情報	〃		福祉	〃			
〃				〃			〃						
芸術		〃		家庭	〃		理	〃					
		〃			外国語	〃			総合的な学習の時間				
		〃		〃			自立活動						
外国語		〃		〃									
	〃		〃										
家庭	〃		〃										
	〃		〃										

	〃			数	〃			留学	
--	---	--	--	---	---	--	--	----	--

(2) 様式2 (指導に関する記録) (表)

生徒氏名		学校名		区分 \ 学年		1	2	3
				ホームルーム				
				整理番号				
各教科・科目等の学習の記録								
各教科・科目等		第1学年	第2学年	第3学年	修得単位数の計	備考		
		評定	評定	評定				
教科等	科目等	定数	定数	定数				
各学科に共通する各教科・科目	国語総合							
	国語略							
	地歴							
	理史							
	公民							
	数学							
	学理							
	保健							
	体育							
	芸術							
	外国語							
	家庭							
	情報							
	定数							
	学校							
	施設							
	農業							
	工業							
	商業							
	水産							
家庭								
看護								
情報								
福祉								
理数								
体育								
音楽								
美術								
英語								
保健								
医療								

目	印刷	〃								
	理美容	〃								
	容・ニング	〃								
	クリー	〃								
	学校定	〃								
	校教科	〃								
総合的な学習の時間			/	/	/					
小 計			/	/	/					
留 学			/	/	/					
合 計			/	/	/					

(裏)

生徒氏名

総合的な学習の時間の記録							
学習活動							
評価							
特別活動の記録						入学時の障害の状態	
第1学年		第2学年		第3学年			
自立活動の記録							
第1学年	(      )						
第2学年	(      )						
第3学年	(      )						
総合所見及び指導上参考となる諸事項							
第1学年							
第2学年							
第3学年							
出 欠 の 記 録							
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
1							
2							
3							

II 記載する事項等

## ○ 学籍に関する記録（様式1）

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴  
高等部に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校又は特別支援学校中学部の学校名、卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。
- 4 入学・編入学
  - (1) 入学  
校長が入学を許可した年月日を記入する。
  - (2) 編入学  
高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。
- 5 転入学  
他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。
- 6 転学・退学  
他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。また、学校から転出した年月日についても併記する。  
退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入する。
- 7 留学・休学  
留学・休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。
- 8 卒業  
校長が卒業を認定した年月日を記入する。
- 9 進学先・就職先等  
進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。
- 10 学校名及び所在地、課程名・学科名  
分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。
- 11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印  
各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）。
- 12 各教科・科目等の修得単位数の記録  
修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入する。  
編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録する。  
また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入する。

## ○ 指導に関する記録（様式2）

高等部における指導に関する記録については、高等学校における指導に関する記録に記載する事項（各教科・科目等の学習の記録（各教科及び科目の名称、それぞれの科目ごとの学年や年度ごとの評定及び修得単位数、それぞれの科目等の修得単位数の合計並びにそれぞれの科目等の履修上の特記事項等、総合的な学習の時間の学年や年度ごとの修得単位数及び総合的な学習の時間の修得単位数の合計並びに留学による学年や年度ごとの修得単位数及び留学による修得単位数の合計）、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録）に加えて、自立活動の記録及び入学時の障害の状態について作成する。

また、在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を

踏まえた記述となるよう留意する。さらに、生徒の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科又は各教科に属する科目の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）第1章第2節第6款の規定（重度重複者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科・科目等を合わせて記録するなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

また、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫する。

#### 1 各教科・科目等の学習の記録

高等部における各教科・科目等の学習の記録については、評定及び修得単位数について記入する。

##### (1) 各教科・科目の評定

- ① 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（以下、「高等学校学習指導要領等」という。）に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。
- ② 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意する。その際、別添3に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているのので、これらを十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫する。
- ③ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫する。

##### (2) 各教科・科目等の修得単位数

高等部における各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入する。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行う。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録する。

##### (3) 総合的な学習の時間の修得単位数

高等部における総合的な学習の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入する。

##### (4) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入する。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はない。

なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付する。

##### (5) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入する。

- ① 高等学校学習指導要領第1章第3款2(2)及び特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第2款3(1)～(3)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合。
- ② 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する特別支援学校高等部における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合。

- ③ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する特別支援学校高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合。
- ④ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修で高等学校学習指導要領等の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する特別支援学校高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合。
- 2 総合的な学習の時間の記録
- (1) 学習活動  
高等部における総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述する。
- (2) 評価  
各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点等を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。  
評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。
- 3 特別活動の記録  
高等部における特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意する。
- 4 自立活動の記録  
高等部における自立活動については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。
- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。
- ④ 特別支援学校高等部学習指導要領第1章第2節第5款第1の2の規定により、自立活動の授業時数を単位数に換算した場合の単位
- 5 総合所見及び指導上参考となる諸事項  
高等部における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。
- ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 行動に関する所見
- ③ 進路指導に関する事項
- ④ 取得資格
- ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
- ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- ⑦ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見  
記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。  
交流及び共同学習を実施している生徒については、その相手先の学校名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。
- 6 入学時の障害の状態  
特別支援学校高等部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。
- 7 出欠の記録
- (1) 授業日数  
生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。  
ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校から転出した日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。
- (2) 出席停止・忌引等の日数  
以下の日数を合算して記入する。
- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席



停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
  - ③ 忌引日数
  - ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
  - ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (3) 留学中の授業日数  
校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。
  - (4) 出席しなければならない日数  
授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。
  - (5) 欠席日数  
出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。
  - (6) 出席日数  
出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。  
なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。  
また、平成21年 3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入する。
  - (7) 備考  
出欠に関する特記事項等を記入する。

### 別添 3

各教科の評価の観点及びその趣旨（特別支援学校高等部）

#### 1. 各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	関心・意欲・態度	国語で伝え合う力を進んで高めるとともに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図ろうとする。
	話す・聞く能力	目的や場に応じて効果的に話しの確に聞き取ったり、話し合ったりして、自分の考えをまとめ、深めている。
	書く能力	相手や目的、意図に応じた適切な表現による文章を書き、自分の考えをまとめ、深めている。
	読む能力	文章を的確に読み取ったり、目的に応じて幅広く読んだりして、自分の考えを深め、発展させている。
	知識・理解	伝統的な言語文化及び言葉の特徴やきまり、漢字などについて理解し、知識を身に付けている。
地 理 史	関心・意欲・態度	歴史的・地理的事象に対する関心と課題意識を高め、意欲的に追究するとともに、国際社会に主体的に生き国家・社会を形成する日本国民としての責任を果たそうとする。
	思考・判断・表現	歴史的・地理的事象から課題を見だし、我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色を世界的視野に立って多面的・多角的に考察し、国際社会の変化を踏まえ公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。
	資料活用 of 技能	歴史的・地理的事象に関する諸資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、効果的に活用している。
	知識・理解	我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての基本的な事柄を理解し、その知識を身に付

		けている。
公 民	関心・意欲・態度	現代の社会と人間に関わる事柄に対する関心を高め、意欲的に課題を追究するとともに、平和で民主的なよりよい社会の実現に向けて参加、協力する態度を身に付け人間としての在り方生き方についての自覚を深めようとする。
	思考・判断・表現	現代の社会と人間に関わる事柄から課題を見だし、社会的事象の本質や人間の存在及び価値などについて広い視野に立って多面的・多角的に考察し、社会の変化や様々な考え方を踏まえ公正に判断して、その過程や結果を適切に表現している。
	資料活用の技能	現代の社会と人間に関わる事柄に関する諸資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、効果的に活用している。
	知識・理解	現代の社会的事象と人間としての在り方生き方とに関わる基本的な事柄を理解し、その知識を身に付けている。
数 学	関心・意欲・態度	数学の論理や体系に関心をもつとともに、数学のよさを認識し、それらを事象の考察に積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断しようとする。
	数学的な見方や考え方	事象を数学的に考察し表現したり、思考の過程を振り返り多面的・発展的に考えたりすることなどを通して、数学的な見方や考え方を身に付けている。
	数学的な技能	事象を数学的に表現・処理する仕方や推論の方法などの技能を身に付けている。
	知識・理解	数学における基本的な概念、原理・法則などを体系的に理解し、知識を身に付けている。
理 科	関心・意欲・態度	自然の事物・現象に関心や探究心をもち、意欲的にそれらを探究しようとするとともに、科学的態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象の中に問題を見だし、探究する過程を通して、事象を科学的に考察し、導き出した考えを的確に表現している。
	観察・実験の技能・表現	観察、実験を行い、基本操作を習得するとともに、それらの過程や結果を的確に記録、整理し、自然の事物・現象を科学的に探究する技能を身に付けている。
	知識・理解	自然の事物・現象について、基本的な概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。
保 健 体 育	関心・意欲・態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとする。また、個人生活及び社会生活における健康・安全について関心をもち、意欲的に学習に取り組もうとする。
	思考・判断	生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現を目指して、自己や仲間の課題に応じた運動の取り組み方や健康の保持及び体力を高めるための運動の計画を工夫している。また、個人生活及び社会生活における健康・安全について、課題の解決を目指して考え、判断し、それらを表している。
	運動の技能	運動の合理的な実践を通して、運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。
	知識・理解	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な事項及び生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための理論について理解している。また、個人生活及び社会生活における健康・安全について、課題の解決に役立つ基礎的な事項を理解している。
音	音楽への関心・意欲・態度	音楽活動の喜びを味わい、音楽や音楽文化に関心をもち、主体的に音楽表現や鑑賞の学習に取り組もうとする。
	音楽表現の創意工夫	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、音楽表現を工夫し、表現意図をもっている。
	音楽表現の技能	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付

芸 術	楽		け、創造的に表している。
		鑑賞の能力	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、解釈したり価値を考えたりして、音楽に対する理解を深め、よさや美しさを創造的に味わっている。
	美 術	美術への関心・意欲・態度	美術の創造活動の喜びを味わい、美術や美術文化に関心をもち、主体的に表現や鑑賞の創造活動に取り組もうとする。
		発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて、主題を生成し、創造的な表現の構想を練っている。
		創造的な技能	創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、表現方法を工夫して表している。
		鑑賞の能力	美術や美術文化を幅広く理解し、そのよさや美しさを創造的に味わっている。
	工 芸	工芸への関心・意欲・態度	工芸の創造活動の喜びを味わい、工芸や工芸の伝統と文化に関心をもち、主体的に表現や鑑賞の創造活動に取り組もうとする。
		発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて、心豊かな発想をし、よさや美しさなどを考え制作の構想を練っている。
		創造的な技能	創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、表現方法を工夫して表している。
		鑑賞の能力	工芸や工芸の伝統と文化を幅広く理解し、そのよさや美しさを創造的に味わっている。
	書 道	書への関心・意欲・態度	書の創造的活動の喜びを味わい、書の伝統と文化に関心をもち、主体的に表現や鑑賞の創造的活動に取り組もうとする。
		書表現の構想と工夫	書表現の諸要素を感受し、感性を働かせながら、自らの意図に基づいて構想し、表現を工夫している。
創造的な書表現の技能		創造的な書表現をするために、書の効果的な表現の技能を身に付け表している。	
鑑賞の能力		文字や書の伝統と文化について幅広く理解し、その価値を考え、書のよさや美しさを創造的に味わっている。	
外 国 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心をもち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。	
	外国語表現の能力	外国語で話したり書いたりして、情報や考えなどを適切に伝えている。	
	外国語理解の能力	外国語を聞いたり読んだりして、情報や考えなどを的確に理解している。	
	言語や文化についての知識・理解	外国語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。	
家 庭	関心・意欲・態度	家庭や地域の生活について関心をもち、その充実向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。	
	思考・判断・表現	家庭や地域の生活について課題を見だし、その解決を目指して思考を深め、適切に判断し工夫し創造する能力を身に付けている。	
	技能	家庭や地域の生活を充実向上するために必要な基礎的・基本的な技術を身に付けている。	
	知識・理解	家庭生活の意義や役割を理解し、家庭や地域の生活を充実向上するために必要な基礎的・基本的な知識を身に付けている。	
	関心・意欲・態度	情報や情報社会に関心をもち、身のまわりの問題を解決するために、自ら進んで情報及び情報技術を活用し、社会の情報化の進展に主体的に対応しようとする。	

情報	思考・判断・表現	情報や情報社会における身のまわりの問題を解決するために、情報に関する科学的な見方や考え方を活かすとともに情報モラルを踏まえて、思考を深め、適切に判断し表現している。
	技能	情報及び情報技術を活用するための基礎的・基本的な技能を身に付け、目的に応じて情報及び情報技術を適切に扱っている。
	知識・理解	情報及び情報技術を活用するための基礎的・基本的な知識を身に付け、社会における情報及び情報技術の意義や役割を理解している。

## 2. 主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農 業	関心・意欲・態度	農業に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、農業に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	農業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、農業に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、農業の意義や役割を理解している。
工 業	関心・意欲・態度	工業技術に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業技術に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、技術者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	工業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、環境に配慮し、ものづくりを合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における工業の意義や役割を理解している。
商 業	関心・意欲・態度	ビジネスの諸活動に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスの諸活動に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、ビジネスの諸活動に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	商業の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、ビジネスの諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、ビジネスの意義や役割を理解している。
水 産	関心・意欲・態度	水産や海洋に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、水産業や海洋関連産業に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	水産や海洋の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、水産や海洋に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。

	知識・理解	水産や海洋の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、水産業や海洋関連産業の意義や役割を理解している。
家庭	関心・意欲・態度	生活産業を取り巻く諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業を取り巻く諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、生活産業に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	生活産業に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、生活産業に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	生活産業に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、生活産業の社会的な意義や役割を理解している。
看護	関心・意欲・態度	看護に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、看護に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	看護の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、看護に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	看護の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、看護の意義や役割を理解している。
情報	関心・意欲・態度	情報の各分野に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報の各分野に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、情報産業に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	情報の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、情報の各分野に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における情報及び情報産業の意義や役割を理解している。
福祉	関心・意欲・態度	社会福祉に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	社会福祉に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的な知識と技術を基に、福祉に携わる者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	社会福祉の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、福祉に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	社会福祉の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、社会福祉の意義や役割を理解している。
理	関心・意欲・態度	自然の事物・現象や数学的事象に関心をもち、積極的にそれらを探究しようとするとともに、事象を科学的・数学的に考察し表現する態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象の中に問題を見いだし探究する過程を通して、事象を科学的、創造的に考察し、導き出した考えを的確に表現している。また、数学的な見方や考え方を身に付け、事象を数学的、創造的に考察し的確に表現している。

数	技能	観察、実験の基本操作及び自然の事物・現象を探究する技能を身に付けている。また、事象を数学的に表現・処理する仕方や推論の方法などの技能を身に付けている。
	知識・理解	科学や数学における基本的な概念や原理・法則などを系統的に理解し、知識を身に付けている。
体 育	関心・意欲・態度	スポーツ文化を尊重し、主体的、合理的、計画的に、各科目の学習に取り組もうとする。
	思考・判断	生涯を通してスポーツの振興発展に寄与することを目指して、各科目の課題に応じた運動や学習の取組方、健やかな心身の高め方や維持の仕方を工夫している。
	運動の技能	高度な技能の習得を目指して、各科目の運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。
	知識・理解	スポーツの専門的な実践に関する具体的な事項及びスポーツの振興発展に寄与するための理論について理解している。
音 楽	音楽への関心・意欲・態度	音楽文化を尊重し、主体的、創造的に音楽の学習に取り組もうとする。
	音楽表現の創意工夫	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、音楽表現を工夫し、表現意図をもっている。
	音楽表現の技能	創意工夫を生かした音楽表現をするための技能を身に付け、創造的に表している。
	鑑賞の能力	音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、価値判断し、音楽に対する理解を深め、よさや美しさを創造的に味わっている。
美 術	美術への関心・意欲・態度	美術文化を尊重し、主体的、創造的に美術の学習に取り組もうとする。
	発想や構想の能力	感性や想像力を働かせて感じ取ったことや考えたことなどを基に豊かに発想し、よさや美しさなどを考え、創造的・機能的で個性豊かな表現の構想を練っている。
	創造的な技能	創造的な表現活動をするために必要な造形感覚や専門的な技能を身に付け、表現方法を創意工夫して表現している。
	鑑賞の能力	美術作品や文化遺産、美術文化などについて理解を深め、感性や想像力を働かせて価値や美意識を感じ取り、創造的に味わっている。
英 語	コミュニケーションへの関心・意欲・態度	コミュニケーションに関心を持ち、積極的に言語活動を行い、コミュニケーションを図ろうとする。
	英語表現の能力	英語で話したり書いたりして、情報や考えなどを適切に伝えている。
	英語理解の能力	英語を聞いたり読んだりして、情報や考えなどを的確に理解している。
	言語や文化についての知識・理解	英語の学習を通して、言語やその運用についての知識を身に付けているとともに、その背景にある文化などを理解している。

### 3. 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
保 健 理	関心・意欲・態度	保健理療に関する諸課題について関心を持ち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、探究的、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	保健理療に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	保健理療の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、保健理療に関する諸活動を合理的に計画し、その技術

療		を適切に活用している。
	知識・理解	保健理療の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における保健理療の意義や役割を理解している。

4. 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
印 刷	関心・意欲・態度	印刷に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	印刷に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	印刷の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、印刷に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	印刷の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、印刷の意義や役割を理解している。
理 容 ・ 美 容	関心・意欲・態度	理容・美容に関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	理容・美容に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	理容・美容の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、理容・美容に関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	理容・美容の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、理容・美容の意義や役割を理解している。
ク リ ー ニ ン グ	関心・意欲・態度	クリーニングに関する諸課題について関心をもち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。
	思考・判断・表現	クリーニングに関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。
	技能	クリーニングの各分野に関する基礎的・基本的な技術を身に付け、クリーニングに関する諸活動を合理的に計画し、その技術を適切に活用している。
	知識・理解	クリーニングの各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、クリーニングの意義や役割を理解している。

別紙 4 [知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校]

I 様式

(1) 様式 1 (学籍に関する記録)

小 学 部 児 童 指 導 要 録

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録													
児 童	<table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td>性 別</td> <td rowspan="2">入学・編入学等</td> <td rowspan="2">平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td>平成 年 月 日生</td> <td rowspan="2">転 入 学</td> <td rowspan="2">平成 年 月 日 第 学年転入学</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ふりがな	性 別	入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学	氏 名		生年月日	平成 年 月 日生	転 入 学	平成 年 月 日 第 学年転入学		
ふりがな	性 別	入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学										
氏 名													
生年月日	平成 年 月 日生	転 入 学	平成 年 月 日 第 学年転入学										

現住所			
保護者	ふりがな	転学・退学等	(平成 年 月 日)
	氏名		平成 年 月 日
	現住所	卒業	平成 年 月 日
入学前の経歴		進学先	
学校名及び所在地 (分校名・所在地等)			
年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
区分 \ 学年	1	2	3
校長氏名印			
学級担任者氏名印			
年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
区分 \ 学年	4	5	6
校長氏名印			
学級担任者氏名印			

(2) 様式2 (指導に関する記録)

(表)

児童氏名	学校名	区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
			学級					
		整理番号						
各教科・特別活動・自立活動の記録								
学年 \ 教科等	1	2	3	4	5	6		
生活								
国語								
算数								
音楽								
図画工作								
体育								
特別活動								
自立								



活動						
----	--	--	--	--	--	--

（裏）

児童氏名

行 動 の 記 録		入学時の障害の状態
第1学年	第4学年	
第2学年	第5学年	
第3学年	第6学年	

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項	
第1学年	第4学年
第2学年	第5学年
第3学年	第6学年

出 欠 の 記 録							
学年	区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考
2							
3							
4							
5							
6							

II 記載する事項等

○ 学籍に関する記録（様式1）

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

小学部に入学するまでの教育又は保育関係の略歴（在籍していた幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所又は認定こども園等の名称及び在籍期間等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学等

(1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の小学校及び特別支援学校小学部（以下、「小学校等」という。）から転入学してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の小学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校から転出した年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先

進学先の中学校又は特別支援学校中学部の学校名及び所在地を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）。

○ 指導に関する記録（様式2）

小学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章第2節第5の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科等を合わせて記録できるようにするなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

1 各教科の学習の記録

小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述する。

2 特別活動の記録

小学部における特別活動の記録については、小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述する。

3 自立活動の記録

小学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること

② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること

③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

4 行動の記録

小学部における行動の記録については、小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における行動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述する。

5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

小学部における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。

① 各教科の時間の学習に関する所見

② 特別活動に関する事実及び所見

③ 行動に関する所見

④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸

## 事項

- ⑤ 児童の成長の状況に関わる総合的な所見  
 記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。  
 また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ、記入する。  
 なお、交流及び共同学習を実施している児童については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。
- 6 入学時の障害の状態  
 小学部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。
- 7 出欠の記録  
 以下の事項を記入する。
- (1) 授業日数  
 児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。  
 この授業日数は、原則として、同一学年の全ての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校から転出した日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。
- (2) 出席停止・忌引等の日数  
 以下の日数を合算して記入する。
- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- (3) 出席しなければならない日数  
 授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。
- (4) 欠席日数  
 出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。
- (5) 出席日数  
 出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。  
 また、平成15年5月16日付け15文科初第255号「不登校への対応の在り方について」や平成17年7月6日付け17文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に沿って、不登校の児童が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数並びに児童が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。
- (6) 備考  
 出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

## 別紙5 [知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]

## I 様式

## (1) 様式1 (学籍に関する記録)

## 中 学 部 生 徒 指 導 要 録

区分 \ 学年	1	2	3
学 級			

				整理番号			
学 籍 の 記 録							
生	ふりがな		性 別	入学・編入学等	平成 年 月 日 第1学年 入学		
	氏名				第 学年編入学		
徒	生年月日	平成 年 月 日生		転入学	平成 年 月 日 第 学年転入学		
	現住所						
保 護 者	ふりがな			転学・退学等	(平成 年 月 日)		
	氏名				平成 年 月 日		
	現住所			卒業	平成 年 月 日		
入学前の経歴				進学先 就職先等			
学 校 名 及 所 在 地 (分校名・所在地等)							
年 度	平成 年度		平成 年度		平成 年度		
区分 \ 学年	1		2		3		
校長氏名印							
学級担任者 氏 名 印							

(2) 様式2 (指導に関する記録)

(表)

生徒氏名		学 校 名		区分 \ 学年	1	2	3
				学 級			
				整理番号			
各 教 科 ・ 特 別 活 動 ・ 自 立 活 動 の 記 録							
学年 教科等	1		2		3		
国 語							
社 会							
数 学							
理 科							

音 楽			
美 術			
保 健 体 育			
職 業 ・ 家 庭			
そ の 他			
特 別 活 動			
自 立 活 動			

（裏）

生 徒 氏 名

総合的な学習の時間の記録				入学時の障害の状態
学年	学習活動	観 点	評 価	
第1学年				
第2学年				
第3学年				
行 動 の 記 録				
第1学年				
第2学年				
第3学年				
総合所見及び指導上参考となる諸事項				
第1学年				
第2学年				
第3学				

年		出 欠 の 記 録					備 考
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数		
1							
2							
3							

## II 記載する事項等

### ○ 学籍に関する記録（様式1）

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴

中学部に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

#### 4 入学・編入学等

##### (1) 入学

生徒が第1学年に入学した年月日を記入する。

##### (2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

#### 5 転入学

他の中学校及び特別支援学校中学部（以下、「中学校等」という。）から転入学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

#### 6 転学・退学等

他の中学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校から転出した年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

#### 7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

#### 8 進学先・就職先等

進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。

#### 9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

#### 10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）。

### ○ 指導に関する記録（様式2）

中学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、総合的な学習の時間、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、生徒の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は

各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章第2節第5の規定（重複障害者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合には、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科等を合わせて記録できるようにするなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

#### 1 各教科の学習の記録

中学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す中学部の各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述する。

#### 2 総合的な学習の時間の記録

中学部における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、中学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会との関わりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられる。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動に関わる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等と定めることも考えられる。

#### 3 特別活動の記録

中学部における特別活動の記録については、中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述する。

#### 4 自立活動の記録

中学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

#### 5 行動の記録

中学部における行動の記録については、中学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）中学部における行動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述する。

#### 6 総合所見及び指導上参考となる諸事項

中学部における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。

- ① 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 進路指導に関する事項
- ⑤ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑥ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ、記入する。

なお、交流及び共同学習を実施している生徒について、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

#### 7 入学時の障害の状態

中学部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。

#### 8 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年の全ての生徒につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校から転出した日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成15年 5月16日付け15文科初第255号「不登校への対応の在り方について」や平成17年 7月 6日付け17文科初第437号「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に沿って、不登校の生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数並びに生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入する。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

別紙6 [知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校]

I 様式

(1) 様式1 (学籍に関する記録)

高等部 生徒指導要録

区分 \ 学年	1	2	3
ホームルーム			
整理番号			

学籍の記録	
ふりがな	性 別
氏 名	入学・編入学等 平成 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
生 年 月 日	転 入 学 平成 年 月 日
現 住 所	転 学 ・ 退 学 平成 年 月 日



保 護 者	ふりがな			
	氏名		留 学 等	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
	現住所		卒 業	平成 年 月 日
入学前の経歴		平成 年 卒業	進 学 先 就 職 先 等	
学 校 名 及 所 在 地 (分校名・所在地等) 学科名				
年 度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	
学 年	1	2	3	
校長氏名印				
ホームルーム 担当者氏名印				

(2) 様式2 (指導に関する記録)

(表)

生徒氏名	学校名	区分 \ 学年	1	2	3
		ホームルーム 整理番号			
各 教 科 ・ 特 別 活 動 ・ 自 立 活 動 の 記 録					
学年 教科等	1	2	3		
国語					
社会					
数学					
理科					
音楽					
美術					
保健体育					

職業			
家庭			
専門教科			
その他			
特別活動			
自立活動			
総授業時数			

(裏)

生徒氏名

総合的な学習の時間の記録		入学時の障害の状態					
学習活動							
評価							
総合所見及び指導上参考となる諸事項							
第1学年							
第2学年							
第3学年							
出欠の記録							
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	留学中の 授業日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1							
2							
3							

II 記載する事項等

## ○ 学籍に関する記録（様式1）

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

- 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- 2 保護者の氏名及び現住所
- 3 入学前の経歴  
高等部に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校又は特別支援学校中学部の学校名及び卒業時期等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。
- 4 入学・編入学
  - (1) 入学  
校長が入学を許可した年月日を記入する。
  - (2) 編入学  
高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。
- 5 転入学  
他の高等学校等から転学してきた生徒について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地、課程の種類、学科名等を記入する。また、単位制による課程の場合においては、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入する。
- 6 転学・退学  
他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入する。また、学校から転出した年月日についても併記する。  
退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入する。
- 7 留学・休学  
留学・休学について校長が許可した期間を記入する。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入する。
- 8 卒業  
校長が卒業を認定した年月日を記入する。
- 9 進学先・就職先等  
進学先の学校名及び所在地、就職先の事業所名及び所在地等を記入する。
- 10 学校名及び所在地、課程名・学科名  
分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。
- 11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印  
各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印する（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）。

## ○ 指導に関する記録（様式2）

高等部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、学年ごとの総授業時数、入学時の障害の状態、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について作成する。また、在籍する生徒については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。さらに、生徒の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科又は各教科に属する科目の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第37号）第1章第2節第6款の規定（重度重複者等に関する教育課程の取扱い）を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科・科目等を合わせて記録するなど、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に記入する。

- 1 各教科・科目等の学習の記録  
高等部における各教科・科目等の学習の記録については、特別支援学校高等部学習指導要領に示す各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述する。
- 2 総合的な学習の時間の記録
  - (1) 学習活動  
高等部における総合的な学習の時間において行った学習活動を文章で記述する。

## (2) 評価

各学校が定めた総合的な学習の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。

## 3 特別活動の記録

高等部における特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述する。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意する。

## 4 自立活動の記録

高等部における自立活動については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること。
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること。
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

## 5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

高等部における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で記述する。

- ① 各教科・科目や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 行動に関する所見
- ③ 進路指導に関する事項
- ④ 取得資格
- ⑤ 生徒が就職している場合の事業所
- ⑥ 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項
- ⑦ 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見  
記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意する。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。  
また、交流及び共同学習を実施している生徒については、その相手先の学校名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。

## 6 入学時の障害の状態

高等部における入学時の障害の状態について、障害の種類及び程度等を記入する。

## 7 出欠の記録

## (1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校から転出した日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入する。

## (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

## (3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入する。

## (4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入する。

## (5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入する。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入する。

(7) 備考

出欠に関する特記事項等を記入する。

教 生 第 1559 号  
平成23年3月31日

各 教 育 局 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

**生涯学習振興奨励費補助金交付要綱の一部改正について（通知）**

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱（平成13年3月30日教育長決定）の一部を別記のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしましたので、事務処理を適切に行うようにしてください。

（生涯学習推進局生涯学習課企画グループ）

**別記**

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

（平成23年3月23日教育長決定）

生涯学習振興奨励費補助金交付要綱（平成13年3月30日教育長決定）の一部を次のように改正する。

第3の表「まなび」環境づくり促進事業の項を削る。

第4の表「まなび」環境づくり促進事業の項を削る。

第6の表を次のように改める。

事業名	補助率	補助金の額
生涯学習活動促進事業	補助対象経費の2分の1以内の定額	1事業について10万円（市町村等にあつては、50万円）以上200万円（教育長が特に必要と認める事業にあつては、教育長が必要と認める額）を超えない範囲の額
教育研究活動促進事業		

第7に次のように加える。

(4) 前各号に定めるほか交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合、交付決定に当たり次に掲げる条件を付すものとする。

ア 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号。以下「法」という。）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の100分の25に相当する額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

ウ ア及びイに定める条件は、次に掲げる法に基づく補助事業者を除く。

（ア） 地方公共団体の一般会計

（イ） 非事業者

（ウ） 免税事業者

（エ） 簡易課税制度適用者

別表3を削る。

**附 則**

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。